
令和 5 年 第 6 回（定例）日 南 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

令和 5 年12月 6 日（水曜日）

議事日程（第 2 号）

令和 5 年12月 6 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第72号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第73号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第74号 日南町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 5 議案第75号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第76号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第77号 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第78号 令和 5 年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第79号 令和 5 年度日南町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 令和 5 年陳情第 8 号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第72号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第73号 日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第74号 日南町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 5 議案第75号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第76号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第77号 令和 5 年度日南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第78号 令和 5 年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第79号 令和 5 年度日南町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第10 令和 5 年陳情第 8 号 「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情書
-

出席議員（９名）

2 番	高 橋 洋 志君	3 番	荒 木 博君
4 番	荒 金 敏 江君	5 番	岡 本 健 三君
6 番	岩 崎 昭 男君	7 番	大 西 保君
8 番	櫃 田 洋 一君	9 番	近 藤 仁 志君
10番	山 本 芳 昭君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	浅 田 雅 史君	書記	倉 光 祐 希君
----	----------	----	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中 村 英 明君	副町長	角 井 学君
教育長	青 戸 晶 彦君	総務課長	實 延 太 郎君
地域づくり推進課長	島 山 圭 介君	建設課長	渡 邊 輝 紀君
住民課長	高 柴 博 昭君	農林課長	坂 本 文 彦君
福祉保健課長	出 口 真 理君	教育次長	段 塚 直 哉君
教育課長	三 上 浩 樹君	会計管理者	長 崎 み よ君
農業委員会事務局長	高 橋 裕 次君	病院事業管理者	福 家 寿 樹君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 5 年第 6 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの日程ファイルのとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（山本 芳昭君） タブレットの一般質問フォルダをお開きください。

日程第 1、一般質問を行います。

2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 改めまして、皆さん、おはようございます。12 月定例会において、早速質問をさせていただきます。

まず、1 番目に、J R 生山駅利用促進についてでございます。1 番として、町内役場関係の出張時の J R 利用状況について、まず伺います。2 番目に、今後の利用計画について伺います。3 点目で、修学旅行等でも利用を検討されたいかがとは思ひまして、質問させていただきます。

2 番目、試験運行として、現在、土日、祭日の巡回バスを運行されておりますが、利用状況について伺うものです。現在の利用状況、また、今後の利用予想について伺います。

3 番目に、奥出雲町に向けてのバス経費の負担金についてお尋ねいたします。1 つ目に、負担金の発生の経緯、また、利用状況について伺います。2 点目で、高祖前まで奥出雲交通さんの路線延長ができないか伺います。

4 番目に、町外者向けたったもカード加入について。これ、私、何回も質問させていただいておまして、イチョウのイベント等行われておりましたが、どのような取組をされたか、また、新規の加入状況について伺います。

5 番目として、空き家対策について。一つに、本町の空き家の定義について伺います。2 番目として、譲渡された場合の土地利用について伺います。

6 番目、倒木被害、防災対策についてです。支障木が前シーズンの雪の関係で結構出ておりましたが、協議会等持たれておるといふ、予算も組まれたとは聞いておりますが、本町での現状の進捗状況をお尋ねいたします。

7 番目として、中学校の建て替え計画について。1 番、老朽化の進む中学校の建て替え計画は、現在、本町であるかどうか伺います。2 番目に、洪水浸水予想地域にあり、防災の面からも検討すべき優先課題と思いますが、町の姿勢を問うものであります。

以上、7 点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 高橋洋志議員の御質問にお答えしますが、1 点目の J R 生山の駅の利用促進についての御質問の中の、3 つ目の修学旅行での利用検討についてというところの項目につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をいたします。

そうしますと、J R 生山駅の利用促進についてということの、出張時の J R 利用状況についてという御質問でございます。出張時の移動手段につきましては、用務の日程、あるいは出張先までの距離により、公用車または鉄道、航空機等を使用しております。県内の出張ではおおむね公用車を利用しており、県外でも公用車の移動で参加できる日程であれば、岡山市や広島市くらいまでなら公用車での出張をするケースも多くあります。令和 5 年の全体の出張回数が延べ約 1,200 件に対しまして、J R 利用のほうは 16 件でありました。率にしますと 1.3 % という状況であります。

次に、今後の利用計画についてという御質問でございますが、県内の出張につきましては、出張先までの移動時間と最寄りの駅からの移動手段などを考慮しますと、J R 利

用につきましては難しいと判断となりますけれども、県外の出張につきましては、まずはJ Rの利用を検討し、J R生山駅の利用促進につながるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続きまして、土日、祭日の循環バス利用についてということで、現在の利用状況、また、今後の利用予想についてという御質問でございます。10月の28日から来年の1月28日までの土日、祝日につきましては、現状の平日運行をしております巡回バスについて、試験運行を行っております。11月の26日時点の利用状況でありますけれども、延べ18人、1日当たり平均が1.5人の利用であります。また、土日、祝日の巡回バスの運行は今回初めての取組であり、今後の予想見込みを立てることは困難ですけれども、山里L o a dにちなんとも連携し情報発信を強化するなど、これまでの利用促進を図っていききたいというふうに思っております。ちなみに、令和4年度の巡回バスですが、いわゆる平日のみという形になりますが、1日当たりが10.3人の御利用状況であります。

続きまして、奥出雲町に向けてのバス経費の負担についてということで、負担金の発生経緯、利用状況についてという御質問でございます。まず、負担金の発生の経緯でございますが、現在、奥出雲交通が運行する鳥上線は、平成の16年度まで日ノ丸自動車が行っていましたけれども、日ノ丸自動車の撤退に伴いまして、奥出雲町と日南町の双方にとって生活路線ということもありまして、奥出雲町長あるいは日南町長連名で、奥出雲交通のほうに運行の継続を依頼したものであります。

次に、利用状況であります。令和4年度の実績で230人の方が利用されており、利用者は、コロナで令和2年、3年と減少はいたしておりますが、令和の4年はコロナ前の水準のほうに戻っております。

次にですが、高祖前まで路線延長依頼できないかという御質問でございます。現在、鳥上線の阿毘縁車庫前での待機時間は3分から5分ということになっております。高祖前のバス停までの運行を延長した場合ですが、鳥上線のダイヤを全体的に見直ししていただく必要があります。現時点で、町民の皆さんからの高祖前までの運行をしてほしいというお話は伺っておりませんので、現時点では奥出雲交通に運行の延長を依頼することは考えておりません。

続きまして、町外者向けのたったもカードということで、最新の加入状況についてという御質問でございます。町外者向けのたったもカードポイント還元キャンペーンということで、第一弾が6月から8月の末、そして第二弾のほうを11月の1日から12月の31日の間ということで実施をしております。町のホームページをはじめ、フェイスブック、チラシなどにより広報を行い、イチョウイベントの期間中は9人の方に新規取得をしていただいております。引き続き年末に向けての取得の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。ちなみに、第一弾におけます2か月間につきましては、全体ですけれども、新規の取得者は82名でありました。

続きまして、空き家対策ということで、本町の空き家の定義についてという御質問で

ございます。空き家とは、1年以上誰も住んでいない、または誰も使用していない家と定義しており、常時無人の状態にある建物またはこれに附属する工作物とその敷地ですが、その全体を言っております。また、空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等の危険性があるもの、衛生上有害となり得るもの、景観を損なっているものも、放置することが不適切である状態のものは特定空き家とされております。

次に、譲渡をされた場合の土地利用についてという御質問の内容ですが、まず、町へ土地を譲渡したいと依頼があった場合は、寄附採納の場合は、事務取扱基準に基づきまして、その土地を町として活用に至るかどうかが判断した上で、譲渡を受けて利用することとなります。一例を挙げますと、旧木下家がこれに該当するものであります。

また、町が道路の改修あるいは施設整備など、公共事業を実施する場合につきましては、購入させていただいた後に目的に沿った利用を行うこととなります。現在は、土地や空き家など使用されなくなった財産を町で何とかしてくれないかといった相談を受けることもあります。町としても利用価値があると判断した場合のみ受け入れてるところでございます。

次に、倒木被害、防災対策についてということで、本町の進捗状況についてという御質問の内容でございますが、現在、停電や孤立等発生のおそれのある箇所のある箇所の立木につきましては、関係機関と連携、協力して事前に伐採する事業を進めておりますが、事前伐採箇所の選定が終わり、現在、山林所有者の同意が得られたところでございます。今後、どのような伐採方法を取るのか、例えば、全伐にするのか間伐にするのかというような内容の協議が調い次第、事業の発注を予定をしておるところでございます。

次に、中学校の建て替え計画についてということで、老朽化の進む中学校の建て替え計画はという御質問でございます。建て替えあるいは大規模改修についての方針も含め検討をしております。今後は、中心地整備の計画と併せてさらに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。最終的な方針あるいは計画が決定するまでの期間におきましては、安全性の確保のために必要な修繕を実施しつつ、現在の施設を利用することといたしております。

次に、防災面からも検討すべき優先課題と思うが、町の姿勢を問うという御質問でございます。現在の中学校に加えて、小学校、あるいは町立の体育館のあるエリア一帯ですが、議員の御指摘のとおり、洪水浸水想定区域にあります。先ほどお答えしましたが、今後、中心地整備計画と併せて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、高橋洋志議員の御質問に対する答弁とさせていただきますけれども、1点目の、JRの生山駅利用促進についての御質問のうちの修学旅行の利用検討につきましては、教育長のほうから答弁いたします。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 高橋洋志議員の御質問にお答えいたします。

1、JR生山駅利用促進について、③の修学旅行でも利用も検討されてはという御質

問でございますが、現在、修学旅行は、小学校が広島方面、中学校が関西方面であります。バスにより移動しております。かつては鉄道を利用していたこともあります。乗換えや、それに伴う待ち時間が発生することや、見学先間の効率的な移動または鉄道に係る経費負担も考慮し、現在は、日南小学校、日南中学校だけでなく、多くの学校がバスのみの移動を選択しております。今後、鉄道を利用することによるメリットが見込まれれば利用することも考えておるところであります。

以上、高橋洋志議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 最初に、倒木被害、防災対策について伺いたいと思いますが、今シーズンもう雪のシーズン入りまして、先般、初雪が降った際に、大入峠において支障木が、倒木、そうですね、道に倒れてきて、片側通行になったことがもう発生しております。あと、私の感覚と協議会の感覚と違うわけですが、停電防災について、急がないと、いつ急激に降って、倒れて、停電という、このことも考えられますが、現在、大入地域は該当になっているのでしょうか、どうでしょうか。伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 倒木に係るお話ですけれども、御案内のように、昨年冬のほうに大雪が降って、県内のほうですけど、それによって停電が発生しというような、孤立したってというような事例もあって、県全体の中でこういった取組を推進していきましようという機運の中です。そういった意味で、今回の倒木事業につきましては、大入ではなくて違うエリアの中で整備をしていきたいというふうに、先ほど答弁した内容の箇所につきましては、河上のほうでの整理をさせていただいております。

ただ、一般的に、倒木っていいでしょうか、先ほどのお話もありましたけど、確かに、初雪がこの間降ったときに、道路沿いの竹だとか、いろんなところがありますけど、どういいでしょうか、管理の事業体をお願いして切っていただいたりとかっていうところを進めておりますし、また、住民の皆さんから、どういいでしょうか、町道のほうで、暗くなったりとかっていう話の情報もいただきながら、そういう箇所については、できるだけ事前な伐採ってような取組はさせていただいておりますので、というのが現状であります。

○議長（山本 芳昭君） 発言要求ボタンを押してください。

2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 昨シーズン、大入峠の倒木によりまして、山上、阿毘縁地域、日野上地域も含めて停電発生しております。現在、毎日通るわけですけども、大入峠の深谷の辺りですか、一番最終の辺ですけども、あそこら辺は、もう完全に電線にかぶって、かなり上のほうに支障木がございます。あそこでもできれば伐採の地域にしていいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） どういんでしょうか、雪もそうですし、大雨のときもっていうところも、今までの過去の事例として認識をしております。ですから、所有者の皆さんとも協議をさせていただきながらっていう話だと思いますので、どういんでしょうか、その辺の現場確認をさせていただきながら逐次っていう話ではないのかなというふうに思っておりますので。特に、どういんでしょうか、土砂崩れの的なところの中の、電線が兼ねてあるっていうようなところが優先的な伐採の考え方かなというふうには思っておりますので、現地確認もさせていただきながらという形で、計画的な進行を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） できるだけ停電のないように、今シーズン、できますことなら事前に伐採いただいて、お願いしたいと思います。

続きまして、1 番目の駅の利用についてでございますが、100 周年イベントということで数々のイベントをされておりますが、私が今日質問させていただいたのは、以前に、広島行き的高速バスが運行停止になるときに、まず、紙面にぱっと出て、後で行政のほうで要請をかけられた経緯をまだ記憶しておるわけですが、やっぱり利用をしてるというところを、J R も民間企業になっておりますので、伯備線、特に今、対象になってない、在来線も含めて削減の対象になってないんじゃないかというような認識を安易に持つのは間違いだと思っております、いかに使うべきところで使っているところをアピール、まずするのが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のようになっていっていか、御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、基本的には J R の利用促進というのは重要な考え方だというふうに思っています。人口が少しずつ減ってきて、特に通学者の皆さんあたりも全体的には下がっているという認識は持っていますが、一方で、直接的には乗りませんけど、J R 西日本さんあたりの、例えば、今の銀河だとか、新しい観光列車っていうところも動きがありますので、日南町としてそういったところを応援するとか、ああいう体制は以前からやらせていただいておりますので、そういったところの気持ちを、J R と一緒になって、鉄道の、どういんでしょうか、存続いうのはちょっと語弊がありますけれども、生山駅も含めてですけれども、そういった応援体制は引き続き行っていきたいというふうに思っていますし、出張の話も報告をさせていただきましたけど、できるだけ利用っていうところは考えていきたいというふうに思っていますし、私自身も、広島、岡山だとか、大阪だとか、そういったところは鉄道のほうを利用をさせていただいておりますし、今後もそのつもりでおります。

○議長（山本 芳昭君） 2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 修学旅行についてもということでお尋ねしておりますの

で、やっぱり利用を、最近、確かにＪＲとか使っているいろいろ移動することも私もありますが、修学旅行、確かにバス利用多くなってきたのは事実だと思います。しかしながら、いろんな乗り物を体験するというのも教育の場所では大事になってくるんじゃないかと思うんです。何年に１回かはＪＲを利用して行くとか、当然、昔に比べたら生徒数も相当減少しておりますし、先生方の負担というのも少なく行けるんじゃないかとは思いますが、ただ、費用負担、費用に対しては確かに高くつくと思いますが、バスに固定するんじゃなくて、いろいろなことを考えて、想定されて、動いていただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） おっしゃるとおりの部分もあります。以前は、私の覚えている範囲では、昭和の６０年から広島に行き出したんですが、その当時はバスではありませんでした。鉄道利用するというふうなことで、やくもや新幹線に乗って広島の方面に計画を立てたというふうに思っております。その当時は、今、高橋議員が言われるように、いろんな乗り物に乗せてやろうというふうな部分が非常に多くて、声が。そういうふうなことっていうのをやりました。ですが、だんだんと、先ほどあったように費用が、その分だけ、本当に鉄道部分だけがかさ増しになっていくというふうなことで、これもいいお金だというふうなことから、そして、先ほども話しましたが、待ち時間であるとか、あるいはホームでずっと待っているという部分で、安全面であるとか、あるいは、私も経験があるんですが、乗り遅れたという経験もございます。そういうふうなこともあって、バスのほうが安心して行かれるぞというふうなことから、そういうふうな経緯があります。

先ほども申しましたが、鉄道を使ってという部分で、今後、何かいいことといたしますか、メリットが出てくるというふうなことがありましたら、そういうふうなことも考えて、保護者なり学校側と話し合いをして決定していきたいというふうなことは思っております。

○議長（山本 芳昭君） ２番、高橋洋志議員。

○議員（２番 高橋 洋志君） ぜひとも利用を検討していただきたいと思います。

私が日南町で誇れるものの中に、よく、昔、商売しておりました関係で、いろんなところに出て、何を、まず、宣伝というかコマーシャル、訴えたかという、ＪＲ、電車で特急が止まる駅って、中国管内ばっから見渡していただいて、縦に線路が走っているところでは、生山駅と根雨駅だけなんです。あとはもうディーゼルで、電化されてない。ここは大いにアピールするべきじゃないかなとは自分では思っております。ですから、ぜひとも、日南町の玄関は、私は生山駅だと思っておりますので、施策の面でも生山駅を利用した存続を模索していただきたいと思います。観光面も含めて、そう思っております。

続きまして、２番目の、試験的に、今、土日、祭日、巡回バスを運行されておりますが、利用人数とか御回答いただきましたですが、これは、前回、デマンドバスで、１０

0円当たりの運賃収入で表現していただいた経緯がございますが、今回、1日1.5人をもってすると、どのぐらいな経費をかけて運行されているかお尋ねします。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません、ちょっと今、手持ちありませんので、また後ほど確認して回答させていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 続きまして、奥出雲交通さんにバス停を延長していただけないかというところがございますが、日南町で誇れるものとして、やっぱりJRの、先ほど生山駅も申し上げましたが、これ、高祖前、解脱寺でございますが、370年来の古刹で日蓮、一木三体の一つが納められているというところで、全国的にも非常に有名なところございまして、ここをやっぱり前面に出して観光をされるのもありかなとは思いますが、それで、ネットで調べてみますと、解脱寺でぱっと検索しますと、これ、日南町のホームページにはリンクしてないんですけど、鳥取県のホームページにはぱっとリンクしておりまして、県のほうでは、もう注目して観光地で取り上げられているんだとは思いますが、そこに対する交通インフラの関係で、これも日本海新聞のほうでツアーを組んだ経緯があるようです。これ、バスを利用して木次線に行って、まずトロッコ列車に乗って、そこから横田駅、見学の中に解脱寺さんがどうもルートに入っておって、帰りがけに日野川の郷、道の駅使っていただいたようでございますが、木次線も非常に利用者が減少して、トロッコ列車もなくなる。その中でも解脱寺さんに、JR含めてバスも含めて利用できたら、案外、利用される方もできるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど、当初の答弁の中で、どういんでしょうか、経費のことだとかってということもありますので、すぐすぐっていう話にはなりにくいのかなというふうに思っておりますが、例えば、議員おっしゃられるように、一つの解脱寺の観光という、観光地の一つ、観光地というか、観光の場所としての一つの町内での箇所っていうことの考え方につきましては、いい御提案かなというふうに、私は、今先ほど聞かせていただいておりますので、そういったところは、町内の巡りの中の一つとしてピックアップをこれから上げていくってことはありかなというふうに思っておりますので、現場の皆さんとも、関係機関とも調整しながら検討はしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 高橋議員、先ほどおっしゃいました巡回バスの経費ですけど、執行部のほうは後ほど回答ということをおっしゃいました。事前に質問の通告をされておる案件でありますので、この経費について後ほどの回答ということでよろしいですか。

○議員（2番 高橋 洋志君） はい。

○議長（山本 芳昭君） 分かりました。

議長として申し上げたいのは、事前に通告をしてありますこの巡回バスについては、その経費がこの場で答えられないということは非常に残念でありますし、本来なら、ここで休憩を取って報告をしていただくべき案件だと思いますが、質問者のほうからそれで結構だということがありますので、今回はそういう措置は取りません。ですが、執行部におかれましては、事前に通告された内容についてはこの場で答えられるようにしておいていただきたいと思います。

島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） すみません。大変失礼いたしました。今回の土日の巡回バスの1便当たりの経費でございますが、4,700円の経費がかかっております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 御回答いただきましたので、巡回バス存続についてはまた御検討をお願いいたします。

続きまして、空き家対策ということで御回答いただいたんですが、私の感覚でいきますと、空き家というか、固定資産税を、住んでなくても納めていただいていたら、幾らあってもいいんじゃないかと。税金がもらえなくなったら、初めて、その前に事前に連絡を取っていただいて税金につなげないといけないと思いますが、この空き家対策で、山里Loadさん、非常に頑張っていておられると思いますが、実際にいろいろ雇用を、募集かける中で、対象者が1人で赴任していただく、就労していただくというのがほぼ基本になって、御家族で移動だったら今の空き家というのも分かるんですが、どちらかというと、住宅政策では、やっぱり1人で住める規模をどんどん造っていくべきではないかと思うんですが、質問とはちょっとずれたかもしれませんが、解釈として、空き家対策で今マッチング図られておりますけども、大家族じゃなくて、今、単身で来られるので、それに見合った、やっぱり住宅政策を取っていかなければいけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 空き家対策っていうところでありますので、御案内のように、こういった中山間地域の家屋っていうところが、どちらかというと、大家族的なところの大きさがいいでしょうか、そういうのが基本になっておりまして、それを、全てとは申しませんが、1人の方が利活用するっていうことは、先ほどおっしゃられたように、来られる皆さんも大き過ぎるっていうところの声をいただくケースがあります。というか、1人の場合はそういう声があるというのは確認はしておりますけれども、とはいいいながら、なかなかそれをついていう話になると、何人かが住めるような形に改造していかないといけないっていう話になるというふうに思っております。昨日もありましたが、新たな取組として、リノベーションだとかそういった形を進めておりますので、ですから、その感覚につきましては、できるだけ、一人暮らし、あるいは小面積

ってというか、都会のほうでは当たり前かもしれませんが、こちらのほうの住まいでは、どちらかというと狭過ぎるなみたいなイメージのところ、感じる人が多いんじゃないのかなというふうに思っておりますが、家屋に応じて、そういった感覚は持ってこれから整備をしていきたいというふうに思っておりますが。冒頭の、もともとのある家屋っていうところは、御案内のように、表だとか、そういった部屋も設けるのが通常でしたので、そういったところの在り方っていうのは、少し、どういんでしょうか、リノベーションの中では考えていく、そういった視点は必要だろうというふうに私も思っておりますので、できるだけ、新しく来られる方の要望っていうことにも応えながらということではないのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 空き家の改築とか、シェアハウスって、いつか、昔、ちょっと都会のほうではやった経緯がありますが、本町でもそういうことも考えていただければと思います。

続きまして、2 番目の、譲渡された場合の土地利用ということで伺いたいのですが、逆に、私、無償譲渡をしていただきたい、交渉もしていただきたいところが、J A の大宮支所跡とか、あるいは J A の多里支所の跡、あそこを無償譲渡いただいて、その後は単身赴任用の、地元企業を使って住宅を用意するということも考えていただけないかと思っております。いろいろ、公共投資、病院含め、中学校、いろいろ改築等をやっているといけない状況にはある中で、ほぼゼネコンに発注という形になると思われます。したがって、地元の企業に経済的に回っていくわけじゃないので、そういう面でも、雇用で一番大事なのは、福利厚生をやったり考えるべきだと思っていて、その中で、住宅というのは非常に大きな問題だと思っております。やっぱり、全国的に、地元に来ていただいて働いていただきたいというところが全国で発信されているはずで、その中でやっぱり選択されるのは、住宅は相当な部分でウエートを占めてくるんじゃないかと思っております。そういう意味も含めて、先ほど申し上げました大宮とか多里とか、特に多里は学校もありますので、そういう面では住宅投資をしていただいてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 既存の町内における空き家ってというか、空き施設ってというか、事業所って話だというのが主体でお話いただいたかなというふうに思っております。J A の建物の利活用につきましては、阿毘縁のほうでやらせていただいているという経過がありますし、また、ある地域では、直接住民の皆さんが、任意団体ですけど、利活用についての交渉をされてきたという経過がありますけれども、その当時は無償譲渡ということではなくて、使用料ってところが基軸になった話合いの中で、なかなか払うことができないというような経過があったりしております。

確かに、JAの事業所の皆さんは、それぞれの地域の中心地にありますっていうところでもありますし、また、道沿いっていうところにも位置づけられてますので、有効な場所の一つであるというふうには思っております。ちょっと、視点の中で土地利用っていう話の中でいくと、そこを想定してなかったのですけれども、そういったところの、無償譲渡になるかどうかは別として、しっかりとした利活用の中で、またその場所が適切だというふうな考えになったら、その辺の、JAさんの、持ち主との交渉っていうのは当然のこととなるというふうに思っておりますので、利活用のことも含めながら検討の一つに上げさせていただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 私も、何回もこの町外者向けたったもカードの加入状況、質問させていただいておりますが、昨日も同僚議員が質問されておりますが、私の視点は全然違っておりまして、当初から、たったもカードの利用は、もう、今数字でピークではありますけど、これはもう目に見えて下がっていく数字だと思っております、累積の、確かに数字を見させていただきましたけども、これはもう、私、全然、論外だなと思っております、やっぱり、就労していただく方がこちらに来られる数というのは、これは目に見えて増えてくると思います。役場関連、一般の企業もそうです。もう町内じゃ駄目なので、人が足りないので、町外からどんどんどん、やっぱり来られるわけです。その中で、私は、何をもってたったもカードを利用してほしいかということを前から訴えておりまして、組合に諮らないと駄目だということを町長から前回伺っておりますが、御検討、その後いただいてたかどうかお尋ねしたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 職員向けという話で話だったというふうに理解しておりますが、職員の中でも、中って言いよう、おかしいですけど、組織として、互助会だとか、そういった取りまとめの団体がありますので、そういったところでも声かけしたりとかさせていただいておりますし、ちょっと実数的なところは、把握、私、し切れていませんけれども、職員であれば、趣旨も分かっているというふうに思っておりますので、率先してこれからも声かけをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 私がお願いしたいのは、給与の部分の一部を、もうその部分に充てていただきたいと。これ、一般企業の方にやっぱり要請かけられてもいいんじゃないかと思っております、やはり就労だけじゃなくて、ほぼこの域圏で使っていただくお金をいかにつくっていくかと思っております、そういう意味では、私、悪い提案じゃないかと思っておるんですが、ちょっとでも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 以前の一般質問で、議員から御意見を頂戴しました。内部

においても、給与そのものの使途について検討した経過はございますけども、たったもポイントでの支給ということは、やはり困難であるという結論に現在至っております。先ほど、町長申し上げましたが、内部の福利厚生組織としまして、互助会制度を設けております。その中で、このたび加入する職員、会員につきましては、1人当たり幾らかのポイントを付与するというようなことで取り組んで、町内、町外に問わず、職員の利用促進にも努めてきているところでございます。また今後も、そういった何かしら利用促進に向けて活用ができればと考えておりますし、町外の職員につきましても、もうほぼ100%に近い形で所持をしておりますので、引き続き促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 質問がちょっと飛んで申し訳ないですけど、県の作成された洪水浸水予想地域が、ほぼほぼこの役場より下、日野川沿いはほぼかかるわけですけども、そこに対して新築とかいうのは、これは法的には別に問題ないもんなんじゃないか。いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 想定される区域につきましては、20年に一度の規模なのか、50年なのか、100年なのか、あるいは1,000年なのかという浸水想定 of 年限によってまた変わってくるケースもございます。ちょっと前置きを置いてしまいました、問題ございません。

○議長（山本 芳昭君） 2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 現在、補助金も大分出るであろう、森林組合さんの新築移転工事やとられますが、あっくら辺も、私、盛土をしてちょっとかさ上げされるかと思ってたら、そうでもない。やっぱり、現状で法的に問題なかったら、フラットといえますか、基礎をそんなに盛り上げなくてもいいという解釈で、今後、中学校、病院、進まれるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、これからの様々な推進に当たってっていうか、防災的な感覚っていうのは、やっぱり確認はしていく必要性はあるというふうには思っていますし、今回の中学校のところですけども、何年かちょっと忘れちゃったけれど、5年、6年前だったと思いますけど、上のほうに砂防あたりの設備を県のほうで造っていたっていうことでありますので、そういったところを、できるだけ防災的な見地っていうのは頭に入れながら、建物もそうですし、推進をしていきたいというふうに思っています。国、県あたりの中で、個別的な、全町での、やっぱり、レッドだとかイエローだとかっていうところの作成も完備してありますので、そういったところも参考にしながら、場合によってはそれを除外する形の設備っていうか、予防施設も検討の余地はあるというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 最近は、気象の情報とか結構進んでおりますので、まず、小中、保育園に関しては、実際に避難するということはまずないだろうと。そういう天候のときには出ていかない、家で、多分待機。最近は、雪が降っても小・中学校、お休みに 1 回されましたですね。気象情報によっては、その建物に入ってないから、人的には被災する可能性はほぼないと思っております。ただ、昨年、真備町でしたっけ、あっくら辺みみたいな水害が起きた場合には、例えば、今、病院を浸水地域に予定されておりますけども、今度そこから避難するということは、常に人がいらっしゃるところではそういうところも発生するんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、急な大雨、豪雨ってところが、発生が全国的に件数も増えてきてるっていうのは承知をしておりますし、誰もがそのように考えておられるって話だと思いますので、そのことも頭に入れながら、やっぱり防災をどう構築していくかっていうことではないのかなというふうに思っております。

今回、真備町のお話をされましたけれども、堤防が決壊という形の中で、そういう大きな大災害になったっていうケースがあります。そういったケースは全国各地にこれからより生まれてくる可能性があるというふうに思っていますので、そういった意味で、防災っていうことは、まずは命を守るっていうことだというふうに思っていますので、命を守るための事前予防策っていうことを構築していきながら早めの動きをしていくっていう考え方が、これからはさらに重要になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 2 番、高橋洋志議員。

○議員（2 番 高橋 洋志君） 私は、J R 生山駅を利用した観光と、370 年の解脱寺さんを前面に出していただいて活動していただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で高橋洋志議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 10 分からといたします。

午前 9 時 54 分休憩

午前 10 時 10 分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） ガザ地区での戦闘が再開した上に、さらに戦闘地域が拡大し、1 日で数百人が死傷しているとの報道があります。イスラエル、ハマス、双方が互いを認め合い、速やかに停戦するように世界中から声を上げていくことが平和への道

だと思います。私もしっかり声を上げていこうと思います。

私は、今回、3点質問します。1点目は、防火体制について質問します。11月9日、大変悲惨な火災が発生してしまいました。水路や川の水が少ない時期で、消火用水の確保が十分ではなかったとの話を聞いています。

そこで、まず、町内の防火体制について、どのように考え、取り組んでいるのかを伺います。消火栓を設置していない地域がありますが、消防水利の整備をどのように取り組んでいるのかを伺います。消防水利の管理体制をどのようにしているのか伺います。

2点目は、介護保険給付費準備基金について質問します。この基金は、介護保険の1期3年間の給付準備として扱い、最終年度の基金の剰余額は次期計画期間の保険料上昇抑制に充てるのが基本とされています。次期3年間の計画期間に備えておく額はそれぞれの保険者によるとされていますが、日南町介護保険事業として、1期3年間分に備え、残しておく妥当な額をお示してください。

平成24年に県の介護保険財政安定化基金の取崩しがあり、日南町に1,000万円余りの交付金が出されていますが、どのように活用したのか伺います。平成24年度、25年度に介護給付費準備基金にそれぞれ1億円余りの積立てをしています。その内訳を伺います。また、このような多額の積立てをした理由を伺います。現在積み立ててある2億円余りの介護給付費準備基金を活用して、介護サービスを充実させるため、介護事業者への援助をする、また、介護保険料を下げるなどを検討すべきと考えますが、町長の見解を求めます。

3点目に、障がい者外出支援について伺います。昨年までのタクシー助成に替わり、今年度は要支援、要介護、障がい者を対象にする障がい者外出支援の補助制度になり、タクシーと福祉有償運送が対象になりました。タクシー、福祉有償運送のどちらも利用できるようにすべきとの意見がありましたが、どちらか一方を選ぶことにした理由を改めて伺います。支援できる対象者のうち、登録した人はどのくらいなのか割合を伺います。外出支援の運用実績をどのように受け止めているのか伺います。今からでもタクシーと福祉有償運送のどちらも使えるようにすべきと考えますが、どう考えられますか。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 荒金敏江議員の御質問にお答えします。

最初に、防火体制についてということで、どのように考え、取り組んでいるのかという御質問でございますが、本町の防火体制は、町民の生命、身体及び財産を火災から保護する使命を持って活動を行うものであります。このため、鳥取県西部広域行政管理組合によります常備消防体制、いわゆる広域消防と、公設の消防団、日南町の消防団ではございますが、それと、各地域の住民によります自衛消防団の編成による階層的な消防体制を構築しております。

また、住宅改修による火災に強い建物化っていうか、そういったところの促進を図り、日南町として消防団員の確保あるいは消防用資材、機材の強化を行いまして、消防訓練を通じて消防団員の技術向上を図っておるところでございます。町民に対しましては、防災無線、広報にちなん、その他のチラシ配布等を通じまして防火意識の啓発に努めておるところでございます。日南町消防団につきましては、広域の消防との連携を強化し、消防の戦術の共有でありますとか、中継体制の充実を図っておるところでございます。各自治体で組織する自衛消防団につきましては、小型の消防ポンプを配備し、年1回、専門業者によります点検等を行いながら機材の管理等を行うとともに、自衛消防団に対する技術的な支援、自衛消防団の維持のための補助金の支出、あるいは消防機材に対する助成を行っておるところでございます。

消防水利の整備についてどのようにお考えかという御質問ですが、消防水利につきましては、国が示します消防水利として、消火栓、防火水槽、プール、河川、ため池、井戸、下水道などがありまして、常時、貯水量が40立米以上、または取水の可能水量が毎分1立米以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものと定められております。本町におきましては、その大部分を防火水槽、河川、用水路、ため池に依存しており、また、消火栓につきましては、簡易水道のほうを整備されているところに設置し、老朽化したものにつきましては、優先順位をつけて改修を行っております。国の基準に基づきます消防の水利を全ての民家や集落の近くに整備することは財政的にも厳しいところがありますので、現状では、日南町消防団による遠方からの取水に備えて消防ポンプを用いた中継送水に重点を置いた訓練等を重ね、高い技術を維持し、火災のほうに備えておるところでございます。

次に、消防水利の管理体制についてという御質問でございます。町内の消防水利は消火栓を除いて約800余りありますが、河川や用水路は常に流量などが変動することから、全ての水利について西部広域消防が2か月に1回確認して、特に重要な案件については、随時、町に情報提供がなされております。消防水利の日常管理は、公設の消防団や自衛消防団において行っているところであります。

続きまして、2つ目の介護保険の給付費準備基金の取扱いについてというところで、次期計画期間に備えて残しておく基金の妥当な額についてという御質問でございます。日南町の介護保険給付費準備基金のほうですが、急激な介護給付費の増額等に対応できるよう、介護保険の特別会計で生じる剰余金を予算の範囲内で積み立て、被保険者の皆様に安定して保険の給付を提供するために設置をしております。これまでも必要に応じて介護保険料の急激な上昇を抑制するため、基金の取崩しを行っておりまして、今後も介護保険の事業の安定的な運営持続のために基金の適正管理、活用に努めてまいりたいと思います。基金の適正な水準につきましては、保険者である町が決定するものであることから、本町としても現在進めております、第9期になりますが、介護保険事業計画、いわゆる令和6年から8年度の策定に係る運営協議会にて協議を行っていききたいという

ふうに思っております。

次に、平成24年に県の介護保険の財政安定化基金の取崩しがあり、町に1,000万円余りの交付金が出されているがどのように活用をしたのかという御質問の内容でございます。平成24年度に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、介護保険料率の増加を抑制を図るため、県のほうから介護保険の財政安定化基金の一部を取り崩し、市町村に拠出されました。この拠出金は全額を基金に積み立てまして、翌年の平成25年度と26年度に介護保険料上昇抑制のために取り崩し、活用をしております。

次に、平成24年、25年に介護給付費の準備基金に多額の積立てをしているが、その財源の内訳、また、多額の積立てをした理由は何かという御質問でございます。平成24年度は第5期の介護保険事業計画期間のスタートの年で、全計画と比較して、第1号被保険者の減少や介護給付費における第1号被保険者の保険料の負担割合の増、いわゆる20%から21%という負担割合の増がありました。現時点におきましては、そのパーセンテージが23%となっております。並びに介護報酬の改定率が1.2%の増、そういった内容でありますとか、介護施設の増床によるサービス料の増加、日南町で申し上げますと、認知症のグループホームのあさひの郷の開設であるとか、あかねの郷のショートステイの増床、そういった変化要因もありまして、介護保険料の増額を余儀なくされました。実额的には4,470円から5,700円という増額でありました。その抑制に基金のほぼ全額を取り崩す計画を立てても、日本の30年先を行くと言われる日南町では、高齢化率が毎年1%の上昇の中、介護給付費の増額等は待ったなしの状況にあり、事業の安定運営のため、一般会計の剰余金から介護保険特別会計に2か年にわたり1億円ずつ積立てを行いました。平成27年度以降、第6期の計画では、県下で最も早い日常生活支援総合事業への取組や、介護、医療、保険、福祉の連携による地域包括ケアシステムの強化等によりまして、結果的に基金を取り崩すことなく事業を運用して、介護保険料も現在まで5,700円を維持しているところでございます。

次に、介護給付費準備基金を活用して、不足している介護サービスを充実させるための介護事業者への援助や介護保険料を下げる等の検討を求めるかどうかという御質問でございます。総人口の減少だけではなくて、高齢者人口も減少に転じております日南町におきましては、独り世帯の高齢者の増加にコロナウイルス感染症などの社会的要因も加わりまして、施設の介護サービスの給付費給付額が増加して、地域の実態に即した介護需要を見据え、基盤を整備していくことがさらに求められております。介護保険がスタートして23年、令和6年度からは、現在策定中の介護保険の事業計画、第9期でございますが、日南町に必要な事業を展開するには基金の適正な活用は不可欠であると認識しております。国は、制度化された仕組み以外の独自の介護保険料の減免に対する一般財源の投入は、被保険者間の公平性の確保や介護保険財政の健全運営と財政規律の観点から、適当でないと示しています。しかし、高齢化進展の最先端の町としては、現在

の画一的な制度運用では、介護保険制度の持続可能性の確保が困難な状況が生じているのも事実でございます。誰もが住み慣れたこの地域で健康で生き生きと暮らせるよう、今後も総力戦で取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、障がい者の外出支援についてということで、タクシーと福祉有償運送のどちらでも利用できるようにすべきとの意見があったが、どちらかを選ぶ形で運用することにした理由を改めて問うという御質問でございます。令和4年の秋より開始しましたデマンドバスのドア・ツー・ドア化への取組を受けまして、令和5年度より対象者や助成額等のタクシー券助成事業を見直しまして行っております。運行事業者が複数となり料金体系等に相違もある中、調整のほうができず選択制となりました。

次に、支援対象者の中で登録した人の割合を問うという御質問ですが、事業対象者、デマンドバスのドア・ツー・ドア化を行っても、なおバスの利用が難しい障がい者、要支援、要介護認定者で運転の免許のほうを保有しない住民税非課税の方で、対象者見込みですが、745人を見込んでおります。そのうち10月末現在の利用登録者が193人ということで、26%ということになっております。

外出支援の運用の実績をどのように受け止めているかという御質問の内容でございます。事業の利用者数は見込みより少ないと認識しております。事業の周知不足や手続が分からない方もいらっしゃるかと思いますので、再度、制度案内を行うとともに、利用しづらい要因を究明し、対応をしていきたいというふうに思っております。

次に、今からでもタクシーと福祉有償運送のどちらでも使えるようにすべきという考え方はどうかということですが、登録者や利用者の少ない中、利用しにくい原因の一つに、限られたサービス資源をさらに選択することで不自由が生じていることもあると認識しております。年度途中での運用変更は周知や手続等の煩雑さで難しいというふうに考えておりますが、相互利用について今後も協議、調整をして対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、荒金敏江議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 防火体制についてですけれども、広域消防、公設消防、自衛消防による階層的な消防体制を構築し、取り組んでいるというお答えでしたけれども、具体的にそれぞれの消防がどのような役割を持っているのかということをお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） まず、自衛消防並びに町の公設消防につきましては、いわゆる初期消火に当たるところが中心となってまいります。ちょっと想像というか、イメージをしていただきますと、やはり火点に近いところのそういった自衛消防の方に協力を請いながら、まず初期消火に当たっていただく。町の消防団、公設消防につきまして

も、地元でございますので、第1次出動体制あるいは状況に応じて第2出動というような階層的に、今現在、段取りといいますか、役割を設けております。さらには、119番通報等、司令は西部広域消防の通信局に入っております。そういったところで情報については、速やかに町の公設消防あるいは自衛消防にお知らせが入りますけれども、しっかりとした消火体制については西部広域消防がこれに当たると。着任された隊長の命に従い、町の公設消防等もそれに準じて消火に当たるといような体制で、現在、進めております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 先ほど町長の答弁で、近くの川からの中継を重点に消防水利の確保について考えているというお話がありましたけれども、自衛消防の場合に特にポンプの能力の違い等もありまして、なかなか川からの給水が難しいって面もあると思います。また、自衛消防、公設、広域のほうはよう分かりませんが、それぞれのポンプの能力が違うということで、中継の仕方についても、そのまま自衛のものを公設にとかっていう形が難しいというふうに聞いていますので、自衛、公設、広域で、それぞれの地域でどこから給水、消防水利を確保していくのかというふうなことを具体的にそれぞれの地域で検討して、それを自衛、公設、広域でその情報を共有していくということが大切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 先ほどの町長答弁にもありましたが、町内800余りの消防水利を確保してございます。確保といいましても、議員おっしゃいますように、水路等につきましては、その季節の流量というのも自然水利に関しましては特に変化もございますが、あるA地点で火災が発生したとしますと、その近くの水利は申し合わせておりますので、そこから取るというふうに確認を取っておりますし、改めて西部広域のほうからこの地点から取るというような指示というか、そういうやり取りも行われている状況でございます。

したがいまして、現時点では、どの地点での水利を確保するかというところは、西部広域はもとより、町の公設あるいは自衛消防においても認識されているというところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） その情報が自衛消防にもしっかり伝わっているということでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 基本的にはそのように認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私が伺ったところでは、なかなかそこまでの具体的なことが周知されていないというふうに聞いた、町全域を聞いてるわけではありませんけれ

ども、そういうこともありますので、この機会にしっかりとそこの連携を具体的に取っていただくようお願いしたいと思います。

それから、川など自然の水利を対象にしているということが多いということでしたけれども、川の場合、水量の少ない時期、また、少ない地域というのもあるわけですし、11月11日の秋季の消防演習のときでも川の水が随分少ないなと思って、そこから水を上げるっていうことの大変さを見たわけですが、その川から水を上げるときに、まず一番に自衛消防が駆けつけるわけですが、その川にどういうふうに、橋の上から水が取ればいいですが、川に降りたり、その川の状態などで、そこから水を取るっていうことがなかなか大変な状態もあるようですので、そういう具体的なことも含めて検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように町内広いですし、それぞれ大きな河川があったり、一級河川があったり、あるいはそれにつながる支流的なところが巡らされているというふうに思っています。簡易水道の配置のところのエリアは、初期消火っていうのは消火栓っていうのを利活用しながらということだと思いますし、ただ、それだけをするわけではなくて、周辺の水利というところも火災の状況に応じてっていう話があると思いますが、そういったところが基本としております。現実的に時期的なこともあったりして、大変なところもあるというふうには当然思いますけど、ですから、こういった地域だから中継っていうところの基本をしながら、消火方法を重点に取り組んでいるわけですので、自衛消防の皆さんもそうですし、公設も広域も、それぞれ水利のほうの点検とか見回りっていうところは随時させてもらっているというふうに思っていますので、そういった知見をいざとなったときの現場対応っていうところに、これからもつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 消火栓のことについて伺います。大宮、阿毘縁地域には、水道がない関係で消火栓が一つもありません。ほかの地域でも、消火栓はあっても全域に整備されているわけではありません。

そこで、消火栓について伺いますが、消火栓の能力というのはどの程度かということをお伺いします。先ほど町長の答弁で、40分以上の給水能力が必要だというふうに言われましたけれども、消火栓にそれだけの能力があるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 消火栓ですので、水道の配管の水を使うっていう話ですので、基本的には配水池の量っていうことになるのかなというふうに思っていますので、そういった、どういいますか、簡易水道の給水エリア全体を見回した中で、給水戸数的なことを基準にしながら配水池の量っていうのを決めてありますので、その中の一つに、消火栓あたりも基準、ある程度家屋に応じての、戸数に応じて消火栓の個数も決まって

おりますので、そういったところの全体の中では規定にありますように、40トンですか、そういったところがクリアするものという認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 実際に話を伺った中では、なかなか40分なんてとってもじゃないけど出ないという話も聞きますし、それから、消火栓のホースについては、自衛消防などで持っているホースよりも径が細いので、消火栓から3本あるんですかね、それをつないで、それよりも遠くに火災の現場がある場合に、そっちに自衛消防のホースではつなぐことができないということがある、そういう問題もあるというふうに聞いていますので、消火栓があつたら阿毘埴地域でもすごく安心だという思いが初めはあったんですけども、いろいろ聞き合わせていますと、なかなか消火栓っていうのは、日南町の簡易水道を使っている場合には本当に初期消火にしか使えないのではないかなというふうに思いましたので、消火栓のある地域でもしっかりと消防水利の確保が必要だというふうに思いました。

それから、防火水槽のことについて伺いますが、40立米以上でやはり40分以上の給水能力が必要なのが防火水槽だというふうなお話がありましたけれども、実際に防火水槽を見てみますと、土砂の堆積が多くなっていて、なかなかそれだけの水量が確保できないという話も聞きますし、それから、地下式の分もどのくらいの水があつて、それをある程度、交換もしなくちゃいけないのかもしれませんが、その辺の確認ができているんだろうかっていう声も聞きますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） まず、消火栓の話ですけれども、消火栓の横にホースの箱があつて、大抵3本ぐらい入っております。ということは、60メートル分がありますので、半径60メートルというところを基準にしながら、消火栓の設置っていうところが基準になっておりますので、そういった体制をさせていただいております。

それと、防火水槽の堆積の件でございますけども、長い間になると、そういう土砂の堆積っていうのは当然生じてくるというふうに思っておりますので、昨日のお話もありましたけれども、現場確認させていただきながら、その辺の機能強化につきましては計画的に進めていきたいというふうに思っております。

また、地下式につきましても、基本的には水槽ですので、それが地下にあるということですので、基準は当然ありますので、その基準に沿った形の中で設置をさせていただいておるところであります。ただ、地下式の場合は、一般的にですけれども、土砂は入りにくいっていうのが構造的な捉え方をしております。ただ、先ほどの消火栓につきましても、防火水槽につきましても、基本的には初期消火のためのものというふうに認識しております。ですから、30分、できるだけ早く後続の皆さんも行つて、次の水利っていうところも確保しながら火災の延焼を止めるがための体制っていうか、そういう考え方で構築をしておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 消防水利の管理体制についてということで、2 か月に一度、西部広域消防が確認し、町へ適宜情報提供しているというお答えですけれども、具体的にどのような内容を報告しておられるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 基本は目視等での確認というふうに伺っております。そういった状況で、先ほどおっしゃいましたように季節的な部分もございますので、この時期にはここを優先的にということで、まず西部広域消防において確認をされ、そのことを町にお知らせいただいているというような状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 防火水槽の川の水量が少なくなる時期もありますし、先ほどの話でも消火栓の能力が十分ではないと私思いますので、防火水槽の必要なところにはしっかりと確保していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、西部広域のほうからも指摘の箇所っていうか、設置要望の箇所っていうのもいただいておりますので、そういったところを基軸にしながら、今後の展開を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 昨日の一般質問でも2 か所というふうな話がありましたので、できるだけ早急に、お金のかかることですので一気にというのは無理でしょうけれども、できるだけ早く確保していただきたいと思います。

それから、冬の間というのは火災発生危険が多い時期だと思うんですけれども、積雪で消防水利が確保できにくってということも考えられると思います。その辺の対策はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 本町のように積雪がある、あるいはかなり降るっていう地域でありますので、毎回、どういんでしょうか、消防の皆さんに、お集まりの中では、特にこの時期は降雪があるので消防の水利ってところの確保も併せてお願いしますということで、口頭ですけれども、お願いをしております。毎年のようにお願いをしておりますので、現場の皆さんは承知をして、その行動を取っていただいているものと認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 道路脇のほうに設置している防火水槽などは、自衛や公設で除雪をして、使えるように努力しているというふうに承知しておりますけれども、例えば川から取ることが必要だというふうなところは除雪というのを、町道の脇に川があるわけではないところが多いと思いますので、例えば農道であったりしてもしっかり

と水が取れるように、その辺の除雪ということも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 100%とは言いませんけれども、基本的にはそういったことが、いわゆる消防ポンプが置かれるような形ってというのは、除雪体制はお願いをしているというふうに思っておりますので、ただ優先的には道のほうが優先になりますので、後からって話にはなるかもしれませんが、基本的な考え方として、そういった消防的な水利っていう観点の中ではお願いをしているというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） それから、先ほどもありましたが、防火水槽の土砂が積もっている場合ですけれども、自衛消防団が今、大変高齢化が進んでいるところが多くて、それを自衛消防のほうで取っていくというのは大変な負担だと思いますが、その辺を町のほうとしてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） だんだんと、今、議員おっしゃいましたように高齢化等によって負担になってきているという状況は、私どもも認識をしております。今現在は自衛消防の皆様維持管理等もお願いしている状況でございますが、今後においてもどういう形で一緒になって確保ができるかというのは、状況を改めて確認しながら、解決に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） もう二度と今回のような大きな火災を起こしてはいけないと思いますので、町としてもしっかりとその対策をお願いしたいと思います。

次に、介護保険給付準備基金について伺います。先ほどの町長の答弁で、介護保険給付費準備基金の時期の経過期間に備えて残しておく基金の妥当な額についてということ質問しましたところ、今度の第9期の介護保険計画の運営委員会の中で協議を進めているというお答えでしたけれども、私が質問したのは、今回どうなのかということではなくて、1期3年間の中で日南町の介護保険事業としてどれだけの金額を備えておく必要があるのかということを質問していますので、今回という意味ではなくて、3年間の介護保険事業をしていく上で、どの程度の基金を確保しておくことが次の3年間のために必要なのかという額をお聞きしていますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 制度上の理想からいくと、私はゼロ円だと思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） ということは、剰余金は次の3年間の保険料上昇抑制に充てるのが基本というふうに考えておられると解釈しましたが、よろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的に、御承知のとおり介護保険計画っていうのは、向こう3年間に對してのどれぐらいの保険料が必要かっていうのをまずはじき出すっていう話だろうと思っています。そこには介護給付費が3年間でどれぐらいかかるのかという想定と、そして、その数字において第1号被保険者の皆さんが何人おられるのかっていうことで計算をしていくっていう流れであります。ですから、基本的は前段で基金が先ほどゼロって究極な話を言いましたけれども、その後で3年間の結果として赤字があるなら、極端に言や県から借りて、その分を次の3年間に上乗せをしていくっていう基本的な考え方っていうのは承知しておるところであります。ということでありますので、取りあえず今の御質問に對する回答とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 2番の介護保険財政安定化基金の取崩し1,000万円は、平成25年と26年に取崩し活用したということです。それから、24年と25年に1億円余りの積立てをしているわけですが、その財源というのを私先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、剰余金から積み立てていた、剰余金からの積立てだったというふうに理解してもよかったですでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 1億円の数字の内容につきましては、今までの繰越しの剰余金ということではなくて、一般会計から基金への繰入れということで、この特別会計の安定運営のためのっていうのが主たる目的であります。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私、この24年、25年のことがどうしても腑に落ちないところがあるんですけども、安定化基金のほうから1,000万円の交付金があったと同時にというか、その24年度に第5期ということで保険料を1,230円の値上げをしているわけですね。23年と24年を比較すると、保険料収入が3,023万4,000円ぐらいですけども、保険料収入が増えています。なぜこれだけ交付金もあり、それから、1億円ずつ一般会計から基金に積立てをできているのに、何で保険料を値上げしなければいけなかったのかということを疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、最終的には保険給付見込額っていうところがアップするっていうのが基本的な捉え方です。といいますのが、いわゆる介護報酬のアップだとかっていうこともありますし、私どもとしては、虹の郷だとかそういったところが開設20年にしておりますが、それから、あさひの郷が23年に開設しておりますので、そういった意味で従来よりは介護給付費の見込額が増大するという見込みの中で、そういったところの保険料のほうに影響が生まれてきてるっていうふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（４番 荒金 敏江君） 実際に第５期、２４年から２６年の間に保険の給付費というのは、かなり増大したんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 先ほど町長からもありましたけれど、第５期の日南町の介護保険事業計画のときに、施設サービス費のほうはかなり増額しております。決算としましては、平成２６年に９億６,０００万ということで、日南町の中には最高額の保険給付額のほうの実績が上がっております。

○議長（山本 芳昭君） ４番、荒金敏江議員。

○議員（４番 荒金 敏江君） それで、第６期も介護保険料をそのまま据置きという形でして、それ以降ずっと５,７００円で据え置いているわけですがけれども、この間に保険給付というのは増大してきているんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 先ほど申しました第５期の平成２６年度が、日南町において９億６,０００万強ということで最高額になっております。それ以降は減額に転じておりまして、第６期の最終のときには８億５,０００万ってというような状況の決算になっております。

○議長（山本 芳昭君） ４番、荒金敏江議員。

○議員（４番 荒金 敏江君） この介護保険給付準備基金というのに、一般会計からあれ、今２億以上の積立てがあるわけですがけれども、これは先ほどの町長の答弁では例えば介護保険料の引下げとかということにも、そういうことも使っていける、そういうお考えもあるように受け取りましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように基金条例っていうところがあって、その中で使えるっていうふうに、第１号被保険者の介護保険料を軽減するための財源に充てるときっていうふうには書いてはあります。ただ、これは、どういいんでしょうか、先ほどの剰余金が発生したときに基金に積み立てて、次期のときに、軽減策のために使いますっていう考え方だというふうに思っております。先ほど当初の答弁のように、基本的には介護保険料、基金の介護保険料に対するものっていうのは、国全体的な考え方すれば好ましくないという考え方でありまして、ちょっとその辺の文章的なところのこれがあって、ストレートには理解がしにくいところもあるんですが、基本的に国はそういう考え方で。ただし剰余金が生まれたときにはっていうことは可能だというふうに理解しておりますので、ですから、今回の２億っていうところの基金がありますけれども、それは主体的には介護保険料の軽減には使えないというのが原則論の考え方です。ですから、それ以外のところの中で条例に沿った形の中で利活用をしていきたいというふうに思っておりますし、あとは、その辺の内容は、運営協議会のほうでの議論の中の一つとして御検討をいただくこととしておりますので、御承知いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 日南町の介護給付費準備基金の条例でも介護保険料を軽減するための財源に充てるときと、あと、いろんな介護給付費、予防給付費、その他いろいろなものの不足が生じたとき、その不足に充てるときに、これに限って処分することができるというふうに書かれているわけですがけれども、この2億という一般会計から入れたというお金は、どういうときに使える、どういうときに取り崩すというおつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基金を積み立てたという理由は説明させていただきましたし、あと、使いようにつきましては、条例上の中でという考え方を持っておりますので、それが決まりでありますので、ということで、こういったことを想定しながらというふうに思っております。ただ、冒頭の回答にも申し上げましたが、私たちの町は高齢化が高い町ってところで、国の基準的なところからいくと、先進的いやおかしいけど、高齢化率が早い市町村でもありますので、そういった特異的なところの内容ってところが、仮に理屈っていやおかしいけど、整理がつきましたらそういうことも考えてはいいかなとは思ってますが、具体的にじゃあ今の段階で、これにっていうところは思っておりません。ただ、会計を安定的な長期運営するためにはある程度の基金は必要だろうというふうに思ってますので、通常の基金の在り方とちょっと違うっていうか、そういうところも膨らませておるっていうところで御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 私、調べていましたら、令和5年の10月17日に厚労省の介護保険計画課から各市町村の介護保険担当課に向けて、第9期に文書が出ておまして、これは第9期の計画期間に向けた1号保険料に関する検討についてという文書でした。その中に、基金の残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど、適切な保険料設定を検討いただきたいというものが書いてありますけれども、日南町の場合は相当程度積み上がっているというふうに私は解釈したんですけれども、第9期の保険料の検討のときに、このお金を充当するというお考えはあるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その通知文の内容の基金の内容は、剰余金がたまっとるっていう考え方の中での考え方だというふうに、私は理解しております。ですから、第8期が現在でありますので、累計の中でそういう基金があるようだったらという話ではないのかなというふうに解釈しております。ですので、うちの中で柔軟な運用をしていきたいというふうには思ってますし、その目的がやっぱりこういった地域の特徴みたいなのところの中が理由がつくようであつたら、正統な使い方はできるのかなというふうには思っておりますので。ただ、本当にこの保険料制度を長期的に見ると会計上は厳しいことが

想定されますっていうのが私の見解でありますので、どの時点ということは申し上げにくいわけですけれども、そういったところの到来を予測しながら、基金というものの有効活用を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） ということは、2 億を除いた額は剰余額を積み立ててきたものだというふうに考えますので、その部分の活用も検討していただきたいと思います。

それから、4 番目のこと、先ほどの話にもつながってきますけれども、介護人材が私は不足しているというふうに思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 全国的にもそうだと思いますし、本町の事業所の中においても現場の皆さんとの会話の中でもそういう話を聞いておりますし、また私も承知しております。ですから、不足しているというふうに認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 日南福祉会に聞いてみますと、利用を断ったことはないというふうなお答えをいただくんですけども、議会で行った病院の職員との意見交換会の中でも、患者さんにもっとヘルパーをたくさん派遣したいのに不足しているために十分使ってもらえていないとか、人員不足でサービスが低下している感がある、町ぐるみで介護職員を増やす努力が必要と考えるというふうな意見が出ておりますし、それから、あかねの郷は発足したときにショートステイユニットがあって、ショートステイをしっかり受け入れられる体制があったんですけども、収益の分を考えたり、人手のことも考えたでしょうが、今はショートステイユニットがなくて、特老のほうの空きベッドを利用するという形になっていることもあって、ショートステイを町内の施設で利用したいのに町外のほうで利用しなければいけないようになった、困るというふうな意見もあります。

また、若い職員を採用してほしいという声もありまして、再雇用の職員は体力的に負担のある入浴介助などは大変負担なんでしょうけれども、若い職員がいないので、そういう作業もしなければいけなくて大変だというふうな声もあります。このように介護職員が不足しているということに対して、町長はどのような対策をしようと思っておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には人手不足の対応策って話だと思いますし、現場の福祉会のほうも新規採用に向けての取組をされてるというふうに思ってます。努力をされてるという話を聞いておりますし、多くの皆さんがっていうことではないにしても、少人数ですけども採用っていうところにつながっているというふうに認識しておりますが、総じていくと、まだまだ不足というふうに私も理解しております。今年の春、外国人の皆さんも採用されてるっていうふうに理解しておりますし、また、昨日も話もありまし

たけど、その外国人材の介護分野への採用に向けての取組というのも説明させていただきましたので、そういったところを基軸にするとともに、町内はもちろんそうですし、やっぱり人口減少社会の中で人材不足はどの分野っていう話もちろんありますけど、まずは、やはり介護分野っていうか、介護事業で働く皆さんへの、どういんでしょうか、処遇対応だとか、そういったところの福利厚生も含めてですが、そういった充実も同時に必要ではないのかなというふうには思っておりますので、現場の皆さんと意見交換する場が年に2回とかありますので、そういったところの中で行政支援がどこができるかということは検討はしていきたい、一緒になって検討は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 昨年度の決算でしたかね、日南福祉会は黒字になったというふうな話がありましたけれども、その中で非常勤職員の賞与率が引下げになったという情報があります。ずっと正職員も非常勤職員も賞与、ボーナスの率は同じでやってきたんですが、率是一緒でも非常勤職員の場合は基礎になる賃金が少ないので、実際に支給される賞与の額は少ないわけですが、このたび非常勤職員の賞与の率も引き下げたという話を伺っています。このような形で福祉会は黒字経営ということに一生懸命なのかもしれませんけれども、職員の待遇というか、そこをしっかりと対応していかないとなかなか職員を、就職しようという人も少ないのではないかというふうに心配しますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、制度的に報酬単価はもう国のほうで決めてるっていう取組の事業であります。ですから、国のほうも、そういうところは理解されてるっていうふうに思ってますし、全産業からの位置づけから介護分野の位置づけっていうのは当然公表されてる内容だろうというふうに思っておりますので、徐々にではあるかと思いますが、そういった動きにつながってるのかなというふうに思ってます。福祉会のほうも、基本的には様々な苦勞をされながら現在に至ってるっていうふうに思っておりますので、その中で、人に対してのっていうところは基本的には御理解いただけてるっていうふうに思っていますが、組織全体の経営状況を鑑みて、どうこれからもしていくかっていうことは、町も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 介護サービスの充実というのは住民にとってもとても大切なことでありますし、介護保険事業というのも高齢者の生活に関わってくる問題ですので、しっかりと充実した形でしていただきたいことを要望します。

最後に、障がい者外出支援について伺います。制度の見直しにおいて、運行事業者等との調整がつけられなかったため、どちらかを選ぶ形にしたというふうに回答いただき

ましたが、具体的にどのような形で調整ができなかったのかを聞きたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 今年度のこの障がい者等外出支援事業に移行に当たりまして、事業者のほうが多数という体制になりました。これまでと違って運行体系、料金体系のほうが大きく異なるということで、それに見合った形の調整であったり、その中で不具合が生じるというところで、その調整が、相違がある中、調整がつかなかったというところが一番大きな問題でした。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） すみません、ちょっと十分に聞き取れなかったんですが、ある事業者の方は、どちらでも利用できるようにすることを望むということで担当の方に再三話しているというふうに、そういう話も聞いているんですが、もう一度具体的にどういう面で調整できなかったのかを教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 今回の事業で3事業所が手を挙げていただいて、3事業所の選択という形になっております。そのうちの1つ、福祉会さんのところにつきましては、条件もありますし、病院にというところで限定された移動になっております。あと2事業者につきましては、料金体系が距離によってお互い設定されていましたが、その金額のほうの設定金額が大きく異なっておりました。あと、その中におきまして、どちらを選択されるかというところに不公平感も生じるというところを事業者さんのほうからの御意見もいただいております、そこに対しての調整が最終的につかず、今年度は選択をいただくという形で、やむを得ずスタートさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 2 番目に支援対象者の中で登録した人数を、割合をとということで伺って、その人数は出ていますけれども、登録された方の中で事業所別の登録者数、それから実利用者数というのを教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 出口福祉保健課長。

○福祉保健課長（出口 真理君） 全体としまして、10月末現在で193人の登録となっております。登録の内訳ですけれど、日南交通さんのほうに登録者のほうが173人、NPO法人夢太陽さんのほうに11名、日南福祉会さんのほうに9人という内訳となっております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） この数字に対して町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 当初の回答のほうで、全体の対象者のほうが745人に対して26%の193の方が登録者っていうところでありまして、実態的には少ないのかなというふうには感じているところです。今までの、今までっておかしいですが、昨年度

以前の流れからいきますと、大体対象者の半分近くの方が登録されてるというようなイメージで思っておりますので、そういったところを基軸にすると、さらに半分なのかなというような認識を持っておりますので、少し内容的なところから、そういう感覚は持っております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 今年度、利用できる対象者も障がい者ということで限定したということもありますし、デマンドバスのドア・ツー・ドア型になったという影響もあるんだろうと思いますけれども、昨年度に比べると登録者数が減っているということは、どの事業所についてもそうですが、特に、というか、タクシー等それぞれの3つの事業所で、運行日、それから運行時間、それから所有の、持っている車両の台数などの違いがあって、補い合って昨年まで運行されてきたと認識しています。今年度、タクシーと福祉有償運送の両方がこの事業の対象になったということは、喜ばしいことではあったんですけども、これをどちらかを選ばなければいけないということになったということで、今まで運行日、運行時間などで、そこを選んで利用できていた人が実際にはそれが利用できなくなって、本当は外出支援ということなわけですけども、逆に外出を狭めているという実態もあります。私が話を聞いた人は、今までタクシーと福祉有償運送の両方を利用して生活していた人ですが、どちらかを選ばなくちゃいけないというふうになったときに大変に悩まれて、両方に丸をつけて出しちゃいけないかなというふうなことも言われたりしました。以前にもこの話をしたので、私は9月から両方使えるように変更してもらえるのかなと思って期待していたんですけども、残念ながらそういうことになりませんで、本当にせっかくのこの事業が外出の機会を奪う形にもなっているというふうに私は認識していますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） おさらい的な話になって恐縮ですけど、デマンドバスのドア・ツー・ドア化っていうところの中で、今年こういった形で精査した中で現状があるっていうふうに思って、なかなか難しいというのが正直な思いではありますが、基本的には今回の皆さんには、障がい者あるいは要支援、要介護の皆さんを中心という、免許を持たない方っていうところが中心にコンパクトな、焦点に当てたというふうに思っております。といいますのは、デマンドのほうのドア・ツー・ドアっていうところが可能になったということでもありますので、どちらかに乗っていただく、利用していただくっていうのを主眼的に考えさせていただいたというふうに御理解いただければと思います。

ただ、実態的にいくと、登録者のほうも少なくなってるっていうことの実態がありますし、先ほど、両方利用していたっていう、過去形の話ではあるにしても、そういう実態もあるっていうことでもありますので、スタートして3年間はやらせてくださいということでスタートさせていただいたように思っておりますけど、ちょっと早いのかも

ませんが、その辺の実態を把握しながら、再度、見直すところがあるなら見直していきたいなというふうに思っておるところでありますし、また、皆さんの情報として承知しとられると思いますが、今、はやりの鳥取型のライドシェアというところも県のほうも研究をされていくっていう状況にもありますので、将来的な話にはなりますが、そういったところのやはり外出支援ということと、全体の町内での公共交通、地域交通っていうところの充実をさらに変化させていかないといけないっていう時期だなというふうには思っておりますので、そういったところも踏まえながら、新しい取組っていう視点も、今の制度の変更の視点も再度見直しをさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 大幅な登録者、利用者の減少で、事業所としても困っているというか、そういう実態があるということと、それから、先ほど言いましたように、タクシー、福祉有償の両方を使っていた方が、それぞれの運行日、運行時間、所有台数の関係でどちらかを利用せざるを得なかった場合に、それは全額自己負担ということになる可能性もあるわけですし、せっかくの補助の事業ですが、そういう面もあるということを確認していただいて、私としてはやはり今からでもしてほしいという思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） もともと、タクシーと福祉有償運送の在り方の基準が、違いがありますので、そういった基準をクリアしながら融合していくということで今の形になっておりますので、そういったところも視野も入れながらですが、この時期ですので、12月ですので、新年度からっていうのを想定をしております。

○議長（山本 芳昭君） 4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 残念ながら、すぐには無理だということで、何とか利用者の方が自己負担という形にはならず済むようになったらいいなというふうに思っているところです。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 以上で荒金敏江議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時34分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5 番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 私は、日本共産党の議員として、当面する町政の諸課題について一般質問いたします。

冒頭に、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの攻撃再開に抗議し、イスラエル軍がパレスチナの人々に対するジェノサイド、すなわち集団殺害をやめ、即時停戦することを強く求めます。ガザでは、１０月７日以降、子供たち約６,２００人が殺され、多数が負傷しています。年端のいかない子供たちが目の前で家族を殺され、自らも腕を失い、足を失い、頭に傷を負い、麻痺や視覚障害に苦しみ、将来の夢も希望も奪われています。イスラエルは、戦闘再開後、南部へも激しい攻撃を加えています。今や、国連などによる人道支援も届かず、数万の人々が狭い場所に閉じ込められ、食料や水、住居、安全のない状態で置き去りにされています。まさに、地獄のようなシナリオが現実となっています。このままでは、今回の攻撃がイスラエルとイスラエルを支持する国々にとって、歴史の消えない汚点となります。そのことを確信し、質問に移ります。

今回、町政の課題について５項目お聞きします。１項目めは、自衛隊への住民の名簿提供について。２項目めに、倒木防止のパトロールについて。３項目めは、鳥獣対策について。４項目めに、スポーツ大会等派遣費補助金について。最後、５項目めに、ごみ処理の広域化についてお聞きします。

まず、１項目め、自衛隊への住民の名簿提供についてです。このことについて、９月定例会の決算審査特別委員会で担当課から聞き取りをして明らかになりました。今回、改めて町長にお聞きします。まず、自衛隊へ住民の名簿を提供するに至った経緯をお聞かせください。資料として、今年２月に自衛隊鳥取地方協力本部長からの依頼文書を既に提供していただいています。こういった依頼が何年頃からあり、町として名簿の提供を何年からしていたのか。名簿を提供するとの判断に至った経緯はどのようなものなのか、お聞かせください。

次に、提供した名簿の内容と、提供の方法、そして各年度名簿を提供する住民の方をどのように選び、何人分の名簿を提供したのかお聞きします。

３つ目に、名簿の提供に際し、名簿を提供される住民御本人の承諾を得たのでしょうか。名簿の提供を拒否できる除外申請制度について、御本人に十分に説明し、お知らせしたかということと併せてお聞きします。

次に、２項目めの質問、倒木防止のパトロールについてです。まず、この１年間で倒木による通行止めや停電などは、それぞれ何件あったのかお聞きします。

また、倒木の予防として、危険木の事前伐採２件が９月定例会の補正予算で計上されましたが、それで十分とは到底思えません。倒木を防ぐために日常からパトロールを実施できないかお聞きします。

次に、３項目めの質問は、鳥獣対策についてです。この問題には、住民の方たちほとんど全てが常日頃から悩まされているのではないのでしょうか。まず、イノシシ捕獲用の箱わなについてお聞きします。御存じのとおり、よく使われるわなにくくりわなと箱わ

ながあります。くくりわなは比較的安価ですが、イノシシがわなにかかったとき、周辺の地面が掘り返される問題があります。そのため、圃場や住宅の近くなどでは、箱わなが好まれる場合があります。そこでお聞きします。町内で利用できるイノシシ捕獲用の箱わなは何個あるでしょうか。また、そのうち何個が設置され使用されているか、地域ごとにお示してください。

次に、わなだけがあっても、当然、狩猟免許を持つ方がいなければ、イノシシの駆除はできません。そこで、狩猟免許を保有する住民の方の人数を地域ごとにお示してください。

3つ目に、狩猟免許の取得や鳥獣の捕獲をさらに進めるために、活動や研修に要する経費への補助を増額してはいかがでしょうか。燃油高騰の折、猟師の方にとって、わなを見回るだけでもかなりの出費になるとお聞きします。仕事の重要さ、大変さに見合った金額へ増額してもよいのではないのでしょうか。

4項目めとして、スポーツ大会等派遣費補助金についてお聞きします。まず、この補助金の利用実績について、近年の補助金交付状況を、交付を受けた団体名とともにお示してください。

次に、この補助金の現在の要綱では、町外のスポーツ団体に所属する個人は、補助金の対象外となっています。高校生以下の子供さんを考えたとき、現時点で補助金の対象となっている町内の団体で実施できるスポーツの種目を、具体的にお示してください。

3つ目に、この補助金の目的には、スポーツ振興と競技力の向上が掲げられています。より多くの種目でこれを達成するために、補助金の対象を町外のスポーツ団体に所属する子供さんへと広げてはいかがでしょうか。

5項目め、ごみ処理の広域化についてお聞きします。11月10日に開催された西部広域行政管理組合議会のごみ処理施設等調査特別委員会で、可燃物処理施設の建設候補地である米子市の彦名地区自治連合会が、意見調整委員会の設置を了解したことが説明されました。具体的にどのような手続で了解を得たのか、まず、お聞きします。設置された意見調整委員会は来月中旬に意見をまとめることになっていますが、設置要綱に定められた委員会の所掌事務は、あくまで彦名地区自治連合会に対し、意見調整に向けた意見を述べることです。ですので、委員会が何か特別な権限を持って彦名地区自治連合会に何か強制できるというわけではありません。そこでお聞きします。意見調整委員会の最終意見を踏まえてなお、彦名地区自治連合会が建設に同意しなかったときは、建設候補地の選定をやり直すのでしょうか。

3つ目に、やはり11月10日のごみ処理施設等調査特別委員会で、バイオガス化など、基本構想とは根本的に異なる中間処理の方法が組合から新たに提案されました。さらにその中で、資材高騰などの影響で新たな施設の建設コストが、中間処理施設で1.2から1.6倍、最終処分場は1.7倍近くに跳ね上がるとの試算がされました。これはもとの予算が460億円という巨額の予算ですので、それがさらにこのように跳ね上が

るというのは、これは大変なことです。そこでお聞きしますが、こうした新たな提案を踏まえ、用地選定と基本構想を白紙撤回すべきではないでしょうか。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 執行部の答弁を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 岡本健三議員の御質問にお答えしますが、4点目のスポーツ大会等の派遣費補助金につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

まず、1つ目の自衛隊への住民の名簿提供についてということの、自衛隊へ住民の名簿を提出することに至った経緯を問うという御質問の内容でございます。平成の30年度から、自衛隊への情報提供につきましては自衛隊法第97条第1項で定められております国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、実施をしておるところでございます。

次に、提供した名簿の内容と提供の方法を問う、また、各年度名簿を提供する住民をどのように選び、何人分の名簿を提供したかという御質問の内容でございます。内容は、氏名、生年月日、性別、住所の4つの情報の提供を行っております。町内に住民登録がある日本人住民の方のうち、18歳に到達する方の名簿を提供しており、令和の5年度につきましては、25人分の名簿を提供しております。

次に、名簿の提供に際しまして本人の承諾を得たか、また、名簿の提供を拒むことができる除外申請制度について、十分に周知したかという御質問の内容でございます。本人の承諾は得ておりません。提供を希望されない方への対応につきましては、自衛隊への情報提供にあっては、町長等への情報提供を求めることにつきましての法令は存在する一方、情報の提供を望まない方を対象から除くべきことを定めた法令がないことなど総合的に考慮して、現在、除外の対応は行っておりません。除外申請制度につきましては、今後は個別に対象者に周知してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、倒木防止のパトロールについてということですが、この1年間で倒木による通行止め、あるいは停電などは、それぞれ何件あったかという御質問の内容でございます。まず、通行の状況ですが、昨年12月からの1年間という区間ではございますが、倒木により通行へ支障が生じた、対応した案件ですが、町道で14件発生しております。そのうち、一時的に通行ができなかった件数は、8件であります。

次に、停電の状況ですが、昨年12月からの1年間という期間でございますが、停電の件数は21件でありました。内容によっては長時間にわたるもの、あるいは即時っていうところもありますけども、内容的には個別、それぞれあったというふうに思っております。

次に、倒木を防ぐために日常からパトロールを実施できないかという御質問ですが、鳥取県では本年、大雪による倒木で集落の孤立や停電が発生するのを防ぐために、市町村、森林組合、電力会社などが参加する倒木被害防災・減災対策連絡会を設立し、被害

につながるおそれのある木を伐採する事業が開始されました。被害が発生した地域を中心に現地の調査をし、事前伐採の対象となる木を選定して事業者を決め、順次作業を行っております。町でも、車両や通行者の安全確保のために、道路の管理者としても維持工事の巡回工で適切なパトロールを行ってきますので、道路に直接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただきたいというふうをお願いを申し上げます。

続きまして、鳥獣対策ということで、町内で利用できるイノシシの捕獲用箱わなは何個あるか、また、そのうち何個が設置され使用されているか、地域ごとにとという御質問でございます。日野郡の鳥獣被害対策協議会で購入しているものが50個ありまして、内訳ですが、阿毘縁地区が3個、大宮地区が7個、山上地区が13個、日野上地区が8個、石見地区のほうでは14個、福栄が1個、多里が3個、協議会の管理分として1個として、全て設置、活用をしております。

次に、猟銃免許の保有する住民の人数、あるいは地域ごとにとということでございますけれども、猟銃免許を保有する住民の人数につきましては、猟友会に現在会員登録されている町内の在住者の方ということで、阿毘縁地区が5人、大宮地区が5人、山上地区が13人、日野上地区が9人、石見地区が15人、福栄地区が4人、多里地区が5人ということになっておりまして、合計で56人であります。

次に、狩猟免許の取得、あるいは害獣の捕獲をさらに進めるために活動、あるいは研修に要する経費への補助の増額をとという御質問でございます。狩猟免許の取得や、害獣の捕獲、さらに害獣を捕獲をさらに進めるために活動や研修に要する経費への補助を増額しては、失礼しました、という内容でございますが、活動費につきましては、有害捕獲事業では、国・県捕獲奨励金に町のほうで上乗せ助成を行っております。また、単町では、猟友会のほうに有害捕獲事業の委託や、くくりわなの購入の補助も行っております。研修事業などにつきましては、日野郡の鳥獣被害対策実施隊によるわなの遠隔管理システムの運用や、より効果的なわなの設置指導を現地で行うなどの支援を行っております。町独自の補助の増額については、今のところは考えておりませんが、国・県の補助事業について、地域や個人に紹介して活用のを促していきたいというふうに思っております。あわせて、捕獲作業の際の事務手続の簡素化などにも取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き、猟友会をはじめとした関係機関と協議を行いたいと思っております。

続きまして、5項目めということで、ごみ処理の広域化について、西部広域行政管理組合は、可燃物処理施設の建設候補地である米子市の彦名地区の自治連合会が、意見調整委員会の設置を具体的にどのように手続で了解を得たのかという御質問の内容でございます。彦名地区の自治会連合会から提出のあった要求書に係る対応につきましては、8月24日に自治連合会長にヒアリングを行いまして、9月13日に同会長と対応案に関する協議を行ったというふうにお伺いしております。その協議内容について、9月の

27日の彦名地区の自治連合会ということで協議をされまして、了解を得たというふうな流れでございます。そういう報告を受けておるところでございます。

次に、意見調整委員会の最終意見を踏まえて、なお彦名地区の自治連合会が建設に同意しなかったときは建設候補地の選定をやり直すかという御質問ですが、意見調整委員会におきましては、組合で行われた候補地選定事務が適切に実施された旨を述べられるものと考えております。その後に意見調整委員会のほうから、組合と彦名地区の自治連合会に意見を提出される予定であり、まずは、こういった意見調整委員会の推移のほうを注視してまいりたいというふうに考えます。

次に、バイオマス化など基本構想と根本的に異なる中間処理の方法が組合から新たに提案された。新たな提案を考慮し、用地選定と基本構想を白紙撤回すべきではないかという御質問の内容です。西部広域行政管理組合が令和3年8月に策定しました一般廃棄物の処理施設整備基本構想におきまして、ごみ焼却方式やバイオガス化施設について検討が行われており、このたび組合が示した施設整備概要は、当該基本構想を踏まえ、また近年の技術の動向や国の方針、先進地の視察を踏まえ、検討、評価が行われたものがあります。なお、組合では今後も検討可能な新しい技術が開発された場合には、検討を行うことと伺っております。よって、用地選定と基本構想を白紙撤回する必要はないというふうに考えます。

以上、岡本健三議員の御質問に対する答弁とさせていただきますが、4点目のスポーツ大会等の派遣費補助金につきましては、教育長のほうから答弁いたします。

○議長（山本 芳昭君） 青戸教育長。

○教育長（青戸 晶彦君） 岡本健三議員の御質問にお答えいたします。スポーツ大会等派遣費補助金について、近年の補助金交付状況を団体名とともに示されたいとの御質問でございますが、直近の10年間においては、スポーツ少年団の野球、ソフトテニス部に対して交付しており、交付総額が最も多かったのは、平成25年度の42万9,000円です。なお、令和元年度から令和3年度の3年間は、コロナ禍による大会中止などもあり、交付実績はありませんでした。

次に、町外のスポーツ団体に所属する個人は、この補助金の対象外である。高校生以下の子供を考えたとき、現時点で補助金の対象となっている町内の団体で実施できるスポーツの種目を具体的に示されたいとの御質問ですが、現在活動中の団体のうち小学生を対象にしたものは、ソフトテニス、バレーボール、サッカー、陸上、空手、ストリートダンスの6種目です。また、中学生を対象としたものは、空手とストリートダンスの2種目です。

次に、補助金の目的には、スポーツ振興と競技力の向上が上げられている。より多くの種目でこれを達成するために、補助金の対象を町外のスポーツ団体に所属する子供へも広げてはどうかとの御質問ですが、町内に組みたいと希望をする競技団体がなかったり、よりレベルの高いスポーツ環境を求めて、町外のスポーツ団体に入部し頑張っ

ている子供たちもおります。昨年度、こうした子供の保護者から、補助金の対象としてほしいという声が町に寄せられておりますし、町内、町外に問わず、スポーツに懸命に打ち込み、全国などの上位大会出場を勝ち取った町内の子供さんは、町としてひとしくしたいという気持ちであります。したがって、来年度予算要求において、町外のスポーツ団体で活動する子供さんについても、新たに補助対象とする方向で検討を進めております。

以上、岡本健三議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 再質問がありますか。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） では、最初の自衛隊への名簿の提供のところからやります。名簿の提供の経緯なんですけれども、平成30年度からということで、かなり前からされてるなと思ったんですが、まず確認ですけれども、今年度、令和5年2月15日に自衛隊鳥取地方協力本部長から日南町長宛てに、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について（依頼）という文書が出てるんですけれども、これは、そうするともう、この文書はずっと毎年来てたという、そういうことなんじゃないかな。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） はい、毎年来ております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） その中で平成30年度から名簿提供をするに至ったということなんですね、そしたら。

そしたら、提供するに当たってはどんな議論があったのか、どうしてその30年度から提供するということになったのか。どうなんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、自衛隊の担う任務っていうのは御承知のとおりだというふうに思っておりますけれども、昨今、主体的には国防だとか、あるいは身近でいきますと災害の派遣っていうところが大きくなってきているのかなというふうには思っております。そういった国レベルの活動をされてる、活動っていうか、自衛隊というところでもありますので、基本的には自衛隊の数がどんどん減少してるっていう現状がありますので、そういったところでのフォローができることの支援というのは考えるべきだというふうな思いからスタートさせていただいております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 支援をしたい。ただ、自衛隊、確かに自衛隊について、私は全然悪く言うつもりはなくて、もちろん重要なお仕事されてるということは、それはもちろんあるんですけれども、ただ、人が足りないという面でいえば、例えば、警察ですとか消防ですとか、そういったいろいろな大切な仕事をされてる組織というのは

たくさんあります。その中で自衛隊だけが特別に名簿提供をされてるというのが、ちょっと解せないところなんですけれども。

2 番目に、解せないというところで、名簿を提供することの、地方自治体が名簿を本人の許可なく提供することができるのかどうかということをちょっと確認したいんですけども、②の名簿提供の方法ですけども、確認ですが、これは閲覧だけでなく、紙に書いたものを提供されたということで間違いないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど30年度から提供という話をさせていただきましたけれども、その前は閲覧という形で事務的には作業をしておりますっていうことをお伝えしておきたいというふうに思っております。

ごめんなさい、もう一つ何だったっけな、質問。以上ですかいね。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） 本人の許可なく提供できる根拠。

○町長（中村 英明君） 根拠ですね。対応方針という形の中で、国とか政府のほうから住基上の取扱いも問題ないというような考え方っていうのが来ておりましたので、そういった形で照会だけということでもありますので、そういったところではできないのかという考え方の下でさせていただいてますが、先ほどの回答でも申し上げましたが、来年度からは除外申請制度をしっかりと把握した、その取組を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） ちょっと補足の答弁をさせていただければと思います。そもそこの事務というのは、先ほど町長も答弁いたしましたように、法定受託事務でございます。法定受託事務というのは、本来、国が行うべき事務を、法令の定めによって国に代わって都道府県、市町村が行うべき事務と定められた事務でございます。この名簿の提供、自衛隊の名簿の提供においても、これは基本的には法令に基づいて市町村が行っている事務でございます。

先ほどの個人情報の関係につきましては、個人情報の保護に関する法律69条の1項で、法令に基づく場合は本人の同意を要せず提供することができるというふうになっておりますので、現在は本人の同意を得ずに提供しているという状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 幾つか今、議論の点を言っていたんですけども、まず、順番にいきましょうか、法定受託事務であるというところからなんですけれども、法定受託事務というのは確かに国から事務を請け負って、法律に基づいてやるということなんですけども、問題は、この自衛隊の名簿の提供がどの法律に基づいているかということです。おっしゃってるように、自衛隊法の97条ですか、それと自衛隊法施行令の何条でしたかね、120条ですか、そういったところが根拠だというふうに言われている

わけですが、ただ一方で、防衛大臣の国会での答弁というのがあります。これは2003年4月の衆議院個人情報の保護に関する特別委員会での答弁なんですけれども、読みますね、これは法定受託事務でございます。法定受託事務として、市町村がそれに基づいて行っておるものでございます。私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについては答えられないということであれば、それはそれで致し方がないということでございますというふうに答弁してます、防衛大臣が。このときたまたま、たまたまというか石破防衛大臣ですけれども。つまり名簿を提供するかどうかは、最終的には各自治体の判断に任されておるわけです。実際に今でも約6割ぐらいの自治体が名簿を提供しているそうですけれども、残り4割ぐらいは提供していないということで、別にそれで罰されるとかいうことはない。何か不利益があるということはないわけですので、だからその点については国が言ってきたから必ずやらなきゃいけないものではないという、その点の認識はよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 法定受託事務であっても、市町村においてその必要性を判断し、受託しないということができるということについては承知しております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 分かりました。でしたら、やはり執行部の判断によって提供しているということですね。

それですね、じゃあ、執行部の判断によって個人情報を本人の許可を得ずに出せるかどうかということなんですけれども、まず、住基法、住民基本台帳法なんですけれども、この第11条第1項で、地方公共団体の機関は必要があるときは4情報、いわゆる4情報、先ほどおっしゃってた住所、氏名、性別、年齢ですか、4情報の閲覧をさせることができるとは定めてあるんですけれども、紙や電子媒体によって提供できるとは書いてないんですが、ここはどうしてこの住基法がこの場合に関係ないということになるのか。その根拠をちょっと説明していただけますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 住基法との関連でございますが、基本的には先ほど申し上げましたように、自衛隊法の施行令に基づいて本事務を行っておるものでございまして、先ほど2003年の例を挙げられましたけども、本町においても令和3年2月に国、防衛省と総務省における連名通知で、この名簿提供の事務というのはこの法令に基づく事務でありますよという形で通知のほうが出ておりますので、そのやり方については、住民基本台帳というやり方もありましょうし、閲覧というやり方もありましょうし、そこは各自治体のほうで判断して、情報提供のほうの協力をさせていただきたいという話があります。

それと、先ほど全国で6割が何らかの情報を提供しているということでございますが、全体では9割が自衛隊の情報を出しております。6割が名簿提供で、残り3割が閲覧で

ございます。ですので、全国の市町村でいえば9割の市町村が情報提供されているということで御認識いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 閲覧については、住基法上も閲覧させることができると、4情報についてはですけどもね、そういう意味合いで見てくださいということで、抽出せずに見てもらうということは、それは法律上も可能なんだと思いますので、6割以外の3割の自治体はそういった法律上の縛りを守りながら協力をしているということだと思ふんですけども、紙で提供してしまうというのは、やっぱり法律上まずいんじゃないかというふうに思います。

それと、もう一つの問題が、先ほども副町長おっしゃいましたけれども、個人情報保護の問題で、個人情報保護法に、法令に定めがある場合というのがあって、さらに言うところの個人情報保護条例ですね、これにもきちんと第8条に、御存じだと思いますけれども、第8条に個人情報について収集した目的以外の目的への利用または当該実施機関以外の者への提供をしてはならないというふうに、はっきり書いてあるわけです。ただ、確かに条例にも法令等の規定に基づくときというのは例外規定があるんですが、ただ、この例外規定というのをどういうふうに捉えるかということです。つまり、実際に例外規定がある場合には、災害の場合というのが主な例外規定になるわけですけども、その場合には、災害対策基本法49条の11で、1項で、市町村長は個人情報につき内部の目的外利用ができるということを定めています。2項で、災害の発生に備え、避難、支援等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めるところにより、外部の諸機関に名簿情報を提供するものというふうに、市町村長ができるということをきちんと法律で定めているわけです。一方で、おっしゃってる自衛隊法とか自衛隊法施行令というのは、あくまでも防衛大臣ができるということをはっきりと定めておいて、一方で市町村長はその権限を持てるのかどうかということについては、何も書いてないわけです。ほかの法律あるいは個人情報保護条例とかを見ると、基本的にはできないということが書いてあるので、これはそういう意味で非常に、名簿の提供をするということが問題があるということが言われてるんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 個人情報保護条例、本町のお話がありました。あくまで本町の条例は、個人情報保護法に準拠して本町でもってということで条例を定めているものでございまして、じゃあ、あくまで上位は個人情報保護法に基づく、それがやっぱり上位法になりますので、それにおいて、その事務について法令に基づき提供する場合については同意は必要としませんよという形で個人情報の保護法の69条で定めておりますので、この名簿提供という事務が法令に基づく事務であれば、同意を得なくても提供できるという形になります。しかしながら、先ほど町長が最後答弁いたしましたように、プライバシーの問題もやはり配慮しなければいけないので、除外申請という部分、これ

まで本町においてはその部分は正直十分であるとは言えなかった部分でございます。今後は、その部分について、きちっと除外申請をした上で、名簿提供してほしくないという方については、その名簿から除外した情報を自衛隊のほうに提供するという形の事務処理をさせていただきたいというものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 除外申請については、きっちりとやっていただきたいと思います。ちょっとそれについてはまたお聞きしますけれども、個人情報保護法の 69 条の 1 項ですか、法令に基づいた場合には許可なく提出できるということについて、再度お聞きしますけれども、先ほど言ったように、災害対策基本法の場合には積極的に市町村長ができるというふうに定めてるんですけれども、そういうふうに市町村長にそういう権限があるということを定めた法令があるんですか。繰り返しますが、自衛隊法にはあくまでも防衛大臣が求めることができるということだけで、市町村長がそれをしていいというふうな定めが法律、法令上にどこかあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 市町村がやってもいいということは書かれておりません。あくまで法律上定められているのは、本来、国がやる事務なんだけれども、国に代わって市町村で行うことができますよというふうに定められております。できる規定でございます。ただ、それを本町としては、先ほど町長が申し上げたように、自衛隊の国防でありますとか災害救助、その重要な任務に就かれる方の人材の確保という側面から、本町としても協力させていただきたいということで行っている事務でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） できる規定といっても、法令に基づき提出できるということが定めてあるだけで、どっか、市町村長が自衛隊に対して住民の名簿を出せるということを、出せますよということを、もちろん出さなきゃいけないということを定めた法律もないですし、出せますよということを直接定めた法律があるんですか。ないんじゃないんですか、それは。

○議長（山本 芳昭君） 角井副町長。

○副町長（角井 学君） 定めた法律はございません。ですので、現に全国で 1 割の自治体がもう情報提供してないわけですね。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 1 割はまあ、1 割というか 4 割が紙での提供はしてないわけです。繰り返しますが、閲覧は住基法上も 4 情報に限ってはやっていいということがあるので、それはともかく、今、問題にしているのは、紙で提供している場合ということを問題にしているんですが、個人情報保護法令で言うような、法令等の規定に基づくときという場合の規定はないんですよ。ないから、基本的にはやっぱりこれはやっちゃいけないことだと思うんですけれども。除外申請云々ということをおっしゃって

ますが、自衛隊に協力したいというお考えもそれはそれで貴重なものだと思うんですけども、ただ、やっぱり個人情報保護の観点から、それを市町村長ができる権限があるということを定めた法律も条例もないわけですから、ここは紙での提供はやめて、閲覧のみに限るという対応を取るべきだと思うんですけども、いかがでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 法令上の話ではありますが、令和2年の12月の閣議決定のほうで総務省とか防衛省のほうで住基法上の一部の写しを提出することが可能であるという考え方を、国のほうはありますので、そういったところも内容を整理しながら現在の取扱いに至ってるというふうに御理解をいただければというふうに思います。なお、先ほど個人情報の話もありましたけれども、当然その遵守っていうところは念頭に置かないといけないっていうふうに改めて思っておりますので、重ねてになりますけれども、次回からはそういった除外申請という形をしっかりとさせていただきながら、情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと、法律上の定めを閣議決定一つでひっくり返してしまうという、そのこと自体が非常に乱暴で、ただ、近年そういうことが多いということも非常に批判をされているところなんですけど、そのことについては今ここで議論してもしょうがないので、町長がそうおっしゃる、閣議決定に基づいてるということであれば、私としてはやめてもらいたいですけれども、やめないということですね。

それで、除外申請のほうについて、最後に確認しておきますけれども、これ具体的にどのようにしていただけるというふうに考えたらいいでしょうか。郵送でその名簿を提供しようとしている住民、各住民の方に、例えば郵送あるいは電話連絡などで名簿提供除外申請できますよということをお知らせいただけるということなんではないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 手段はいろいろあるかもしれませんが、基本的には文書という形の中で確認を取っていききたい、記録を残していききたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 文書で、書面で、ぜひ確認を取っていただきたいと思います。

それで、あわせて、郵便を送るだけでは、気づかなかったとか意味が分からなかったとかっていう方もおられると思うので、あわせて防災無線ですとか、ちゃんねる日南、ホームページなどでも広報して確実にお知らせしていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど文書って申し上げましたけれども、文書も含めて放送というよりもホームページっていうふうに思ってます。場合によっては、回答期限がなく

て回答がないっていうケースが生まれたときには、個別な対応っていうこととしたほうがより効果的な判断っていいでしょうか、確認ができるのではないのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そういうふうに個別対応、回答がないケースは個別対応して、必ず全部確認していただけるということであれば、間違いないと思います。ぜひそのような対応を取っていただくように求めます。

そうしたら、1 番目の自衛隊の名簿から、次の倒木防止のパトロールのほうに移ります。

先ほどの答弁で、一時通行ができなかった件数が 8 件、停電は 21 件、即時直ったものもあるということですけれども、非常にたくさんのそういった事故が起こってるというふうに思いますので、先ほども言いましたけども、今回 2 件だけですか、県の予算がついて 2 件だけ対応するということですが、これでは十分ではないということがこのことから分かります。

それで、パトロールについてなんですが、道路維持工事の巡回工で行うということですが、これは、これまでも行ってきたという、そういうことなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員おっしゃられるとおりで、通常からそういう内容は含めてやっていただいておりますし、また、あわせて職員の通勤時であったり、あるいは住民からの通報っていうか、地域からの要望っていうところもありますので、そういった情報を収集をしながら現場確認、あるいはその次は対応っていう形の中での流れになっております。樹木ですので、毎年毎年大きくなりますので、そういったところも特質などところがあるので、最近特に多くなったのかなというふうには思っております。

ただ、倒木っていう話になると、雨量的なところが加わってきますので、あるいは積雪っていうところが加わってきますので、最近特に多くなったのかなというふうには感じておりますので、できるだけっていうか、特に停電に係る電線というところを注視しながら、これからもその撤去作業等をしていきたいというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） これまでもやってたということなんですが、ただ、そうなってくると、今度、やってたのに昨年 1 年間で 8 件と 21 件の被害があったということで、もう今までのやり方では十分ではないということなんじゃないかと思うんですが、これ、単なる道路維持管理の方だけではなくて、例えば森林組合ですとか、森林、木のことをよく御存じの方であるとか、あるいは電線、電気関係のことをよく御存じの専門家の方と連携して、きちんとここは大丈夫なのかどうかっていうことを確認したほうが確実なんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回の鳥取県からの動きの中で申し上げますと、森林組合だとかそういった関係者の皆さんと協議をする場を設けながら剪定をしてきた経過があります。ということですので、その中でやっぱり、どういんでしょうか、注意すべき点っていうのも確認をさせていただいてるっていうふうに思っております。

また、あわせて巡回っていうところもありますが、先ほど申し上げましたけれども、そういった道路のほうに接する民有地の場合は、そういった所有者の皆さんからのお声あるいは動きっていうところもこれからは期待をしたいなというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 伐採場所を決めるときに、ちょっと協議をどの段階でしたのか分からないんですけれども、どの段階でしたっていうことなんでしょうか、その森林組合や電気関係の方との協議っていうのは。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 県のほうの方針が決まった段階でということがスタートですけれども、関係機関であります電力会社、森林組合だとか、本町だとか、そういったところの集まりの中で、どこの場所をまず剪定しましょうかという考え方の協議を開始した上で、それと、剪定してもやっぱり所有者の同意っていうところもありますので、そういったところに少しは今、時間的な経過は要しているところでありますが、ある程度そういった同意も得られたっていう話を聞いておりますので、これから具体的な作業っていうか、工事発注のほうにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 現在の工事については、それは先ほどもお話が、先ほどの同僚議員の一般質問でもありましたけれども、そうじゃなくて、これからの問題として、やっぱり現場を見て、専門家が見て、これはやるべきかやらないべきか、優先順位はどうなんだということを判断していったほうが効率よく、できるだけ危険を抑えてやれるんじゃないかと思うんですけれども、そういった取組はしていただけないでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 町内では県道も町道もありますし、たくさんの面積がありますので、全てが森林というわけではありませんけれども、基本的には、優先順位によっていう話ではないのかなというふうに思ってます。そこには電線が走ってるとか、明らかに倒木になりそうだなみたいなところが、雪害によって曲がってるとか、そういったところが仮にあるなら、そこは優先的な話をしていかないといけないのかなというふうには思っておりますが、いずれにしても、多くなってきたっていうことは言えるというふうに思っておりますので、そういったところの優先順位じゃないですけど、考え方っていうのはこれからは整理をしていく必要性はあるかなというふうには思っています。

ですから、道路の幅員に必ずもう寄りかかって、中に入ってるような状況っていうの

があるようでしたら、そういったところは優先ではないのかなというふうには思っておりますが、ただ、のり面の状況によって違ってきますので、その辺はしっかり現場の皆さんが協議していただきながら、優先順位というものの考え方は整理していく必要性があるというふうには私は思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そしたら、専門家、森林組合とか電気関係の事業者さんとも話し合っているいろんな場所の優先順位を決めていっていただけるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 場所選定もそうですが、方法論っていうか、例えば全伐をするのがいいのか間伐でするのがいいのかっていう話になると、特に森林組合の皆さん目線っていうのは、どういんでしょうか、考え方っていうのを享受するのはありではないのかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 方法論もそうですし、実際にどのくらい危険があるかということも、やっぱり専門家の方と協議は必要じゃないかと思います。ちょっとその辺はしっかりとやっていっていただきたいと思います。

それで、あと、先ほどからもおっしゃっているように、伐採にはその土地の所有者の許可が必要ということになってきてまして、優先順位をつけていっても、なおかつどこまで予算を出してどこまで伐採をできるかというのはもちろん決まってくるわけなんですけれども、それ以外に、もし伐採ができないとしても、何かあったときにはすぐ対応できるというような、ここが危険だということが分かれば、その土地の所有者にあらかじめ許可を得ておくという、そういったこともしておく必要があるかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） そういうケースが明らかな場合は、当然、事前についていうか、その話の在り方はあるというふうには思っておりますが、基本的にはそのとおりだというふうに思って、勝手に切れないというところもありますので、その辺の所有者の考え方っていうのは整理をしていく、同時に整理をするっていうことは大事な要素かなとは思ってます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そしたら、もう本当に雪がいつ降るか分からないような状況ですので、どこまでできるかというのは分かりませんが、優先順位をつけていただいて、所有者の意向がどうなのかということも併せて、その調査をぜひ早急をお願いいたします。

大体どのくらいのスケジュール感を持って考えておられるか、教えてもらえますでし

ようか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 予算的なこともありますのでっていうことはありますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、業者の皆さんに巡回工もしていただいているっていうふうに思っていますので、ある程度ポイントポイントのところはつかんでいただいている、あるいは建設課のほうもそういうところは若干は、どういんでしょうか、情報として収集しているというふうに思っておりますので、そういったところの優先順位を考えながらっていうことではないかなというふうに思っていますので、明らかにもう崩れかかっているとかそういったところは、当然、事前の伐採っていうのは考えていかないといけないというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ですんで、伐採を実際にするのはなかなか時間もお金もかかるというのは分かるので、その優先順位をつけて、あと、土地所有者の意向がどうかということを調べるというそこまで、そこまではいつぐらいまでにできるんでしょうか、もうやってるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） いろいろと御意見のほういただいておりますが、なかなか町道、それから、農道等合わせまして町内 2 5 0 キロの総延長がございます。これを全て把握して事前に了解を得るというのは物理的に難しいというふうに考えておりますし、やはりこれまでの倒木被害につきましては、なかなか予知していなかった場所、こういったところで被害も発生しております。支障のありそうなものにつきましては、維持工事の中での陰切りとかそういった形で対応しておりますが、全てが全てそれで対応できてないという状況でございますので、パトロールの中でやっぱりそういった場所の確認はしておきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 予知していなかったところであるということについては、やっぱり単に道路維持だけでなく、林業の専門家の方といった、そういう意見も必要なのかなと思います。それで、総延長 2 5 0 キロ全部を伐採するのはもちろん大変でしょうから、やっぱり優先順位をいかにつけていくかということだと思うので、なかなか職員の数も限られていたり大変なのかもしれませんが、やっぱり住民の方にとっては深刻な問題だと思うので、できる限り優先順位をつけて、土地所有者の方の意向を伺うというところまでできないでしょうか、同じ質問になりますけども。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） なかなかその伐採の許可まで、同意までということは根本的に難しいかなと。あくまでもそういった道路に支障のありますものにつきましては、土地所有者の方が、町長の答弁のほうにもありましたが、事前に確認をいただいて伐採

していただくというのが本来であります。民法等でもそういったことで道路の管理者が土地の所有者のほうに指示をできるということも書いてございますので、そういったものをパトロールの際に確認したときには、土地の所有者に伐採を促すような形も取っていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そうですね。もちろん土地の所有者の方がまず第一にきちんと管理しなきゃいけないというのはあると思いますので、そういったことも含めて、被害が出ないように処置を取っていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので次に移りますけれども、次の鳥獣対策のことなんですけれども、箱わなは全て設置されてるということなんですけど、これ、設置されてるのはそれでいいんですけれども、ちゃんと全てが管理されてるんでしょうか、何か放置されて誰も見てないというような、そういうものが中にはあるというお話も聞くんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 箱わなのほうでの管理っていうところは、猟友会のほうに委託しとるっていうか、お願いをしておりますので、そのような先ほどおっしゃられたような事例はあまりないというふうに、あまりっていうか、ないというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ちょっと私も現時点で見回ってみたわけじゃないので、現時点でないと言われればそうなんですけれども、過去にはもう草ぼうぼうでイノシシすら近寄れないような状況のものもあったというようなお話もお聞きしますので、まず、管理を猟友会に委託してるというのはいいんですけれども、町のほうで、どこに設置されてどなたが管理されてるかということは把握はされてないんですか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 一応、猟友会の中で管理委託料も出して把握をしてもらっておりますので、一応、貸出先としてどなたが何基お持ちでということは把握しております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） どなたが何基、なるほど。それらが、じゃあ、有効に利用されてるかどうかっていうのは猟友会さんのほうできちんと管理してくださってるだろうという、そういう認識ですね。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 毎年ではないですけども、管理の記録として写真を提出してもらったり、そういった形できちんと活用して捕獲に向かっているということも確認しておりますので、基本的に頻度は各狩猟者の方によって違うところがある

かとは思いますが、管理をしていただいているという認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 分かりました。できるだけ、写真を撮れば間違いはないと思うんですけども、そういったことで、できるだけきちんと町のほうでも把握してもらいたいと思います。

それで、現状でいったら、もう全部設置されて、全て管理が行き届いた状態で設置されているとすると、足りないんですよね、現状では。箱わな使いたいという方が何人もおられます。これ、新しく追加で購入するということはできないんでしょうか。予算書にはなぜか箱わなのことが書いてなくて、国の補助というのはあるようなんですけども、この辺の追加ということはどうなんでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 現在、協議会の補助の中で購入をしております、来年度の計画につきましてはこれから立てて、3 町ございますので、3 町の配分という形でわなのほうは増やすのかということこれから検討ということになるかと思います。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） もちろん使えなくなったり、壊れていくようなものもあると思うんですけども、毎年そういう形で購入してるんですかね。それで、どうなんでしょう、数は増やしていったらということなんでしょうか、それとも、大体維持してるというような感じなんでしょうか、どういう状況なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 数につきましては、毎年毎年増えてるということではないですけども、増加ということで、壊れて廃棄したということはまだ協議会のほうから伺っておりませんので、購入したら増えるというふうな認識をしております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） それであれば、来年度、何基かは増えるということで、本当は年度途中でもちょっと増やしてほしいところなんですけれども、その辺、協議会さんはどう言ってるんですかね。箱わなが足りないというようなことは特にはないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君） 箱わなの数につきましては限りがありまして、不足するところにつきましては、くくりわな等を使って捕っていただいているというふうな認識しております。猟友会のほうからも、年度中途等で箱わなを購入していただきたいとか、欲しいとかっていうような要望も特別上がってきておりませんので、今、非常に不足しているというような認識はしていないところです。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そうですか。その辺がちょっとどこまで話が行ってるの

かというような認識の違いなのかもしれないんですけども、なかなか猟師じゃない方が言っても、わなは今空いてないんだというふうに言われてしまって、そこで止まっている状況なのかなというふうに思います。

それで、猟師さんの数も、先ほど見て、大体地域的に猟師さんが多いところはわなも多いというような形で、もちろん見回りにも限度はあるんでしょうけれども、地域の方が設置してくださいと言った場合には、その方が見回りもしますというようなケースもあると思うので、そういったことも含めて、ちょっと箱わな増やすということを協議会とも話をして、もうちょっと積極的に検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 議員御承知のとおり、箱わなっていうパターンとくくりわなっていうパターンがあります。私の住んでる地域の中でも被害があって、目の前を町道を走ってるみたいな光景を見たこともあるんですが、そのこのそういう状況の中で、地域で今話をしてるのが、くくりわなの設置っていうか、町内でそういう資格を取って、1人ではなくて2人、3人取ってという形をしたほうがより効果ではないかっていうふうに思っております。また、箱わなだったら移動するにも大変だという話もありますので、そういった対策を、地域の皆さんの協議の中でそういう資格を取っていただくっていう在り方っていうのがこれからは一つの、箱わながいけないということではないんですけど、迅速な対応にはそういったところが望ましいのではないのかなっていうふうに思ってますし、イノシシの行動の道っていうのは地元の皆さんのほうがよう知ってるっていうケースもあるというふうに思ってますので、そういったところに協議をして進めていければなというふうには思っています。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっと地域での方針というのものもあるんだとは思いますが。それで、そうですね、免許を持つ人、狩猟する人を増やすということも重要だと思うんですけども、そのときに、やっぱり活動への補助金というのが今も出てるわけですけども、例えばイノシシの成獣の場合には1万2,000円、幼獣の場合には8,000円というような金額が出てるんですけども、なかなか今燃料高騰で、見回るだけでも月に何万かかかるというようなお話も聞きまして、例えばイノシシ成獣の場合だと、1万2,000円のうち国が7,000円、県と町が2,500円ずつですかね、と幼獣の場合には国が1,000円で、県と町が3,500円ずつということになるんでしょうか。これ、500円でも1,000円でも町の持ち出し分を増やして、やっぱり活動してくださってる方に少しでも報いるというか、活動しやすくするということも考えてもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 猟友会の皆さん、あるいは日野郡の鳥獣の協議会っていうところ

ろの中で、会議っていうか、意見交換をする場もあります。そういった中で、現時点では、先ほど議員おっしゃられてたような単価についての要望っていうのは現状では声として上がっておりませんので、状況を見ながら当然上げるっていうことのも考え方も成立するというふうに思っておりますが、日野郡のほうの連携の協議会もありますので、そういったところで、もしお願いするようであつたら、情報共有をしていきたいなというふうには思っております。

また、猟友の資格を持ってる皆さんも地域ごとに違ってきますので、その皆さんが数が多くなればなるほどっていうか、わなの箱が多くなれば多くなるほど管理が行き届かないっていう側面もありますので、ですから、今後は、今後はって言やおかしいですが、既にいろいろな仕組みができてきておりますので、いわゆるデジタル的なところを使った動きに対しての情報っていうようなところの取組もできるような状況になっておりますので、もし、これからさらに投資するっていう話になれば、そういった形の投資のほうがより効果的ではないのかなというふうには考えておるところであります、まだその辺の実証実験っていうのをこれから具体的に進めていくっていう形ではないのかなというのが現状でありますので、そういった広い視点の中での、いずれにしても、こういった地域の鳥獣被害っていうのは拡大してるっていうのは事実でありますので、より効果的な政策っていいでしょうか、そういうところは注視していきたいと、検討もしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 箱わなの件にしても、単価ですね、活動の単価の件についても、ちょっと分かりません、意見交換の場で意見が出ないというのは、皆さん遠慮深くてよう言わんのか、分からないですけども、私は直接はそういうお話もお聞きしますので、ぜひ検討していただければと思います。

それで、次に移ります。スポーツ大会等派遣費補助金の件なんですが、教育長の答弁では、来年度予算要求で町外の競技団体に属する方も対象にしたいというふうにおっしゃってました。

町長、確認です。これ、そのような予算をちゃんとつくっていただけますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 子供さんの数も減って、なかなか地域内の中で、特に団体スポーツあたりは組めない状況っていうのが現在の状況にあります。ですから、町外の一つ一つのグループだとか、様々なケースっていうところもこれからどんどんまた広がりがあるっていうふうに思っておりますので、そういった意味で、住民の皆さんの活躍っていうところはこれからも期待したいっていうふうに思っておりますので、教育長が先ほど述べました方向につきましては、同意をしているところではございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ぜひ子供さんが望む競技で活躍して、それに、ちゃんと

上手な方については大会派遣費なども出してあげるようにしていただきたいと思います。

そしたら、最後の５番目のごみ処理の広域化についてですけれども、まず、了解の取り方なんですけれども、３度話されてるということなんです。８月２４日と９月１３日と、話し合いに応じないとおっしゃってたのがちょっと緩んだのかなという感じはしますけれども。

これ、それで、基本的には会長さんと話をして、最後、連合会で協議したということだと思うんですが、かなり強い要求書を出されて、それをちょっと翻すような対応をするということについては、自治会の住民の方は皆さん同意されてるのかどうかということとは確認されてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 要求書が８月の１０日に出されましたけど、最終的には２度、３度お話をさせていただきながら、自治会長会の中で９月の下旬に了解を得たという経過でありますので、隅々までかどうかは別として、代表の方をはじめとした形での了解という形ですので、地域の皆さんの了解を得たというふうに考えるべきだというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） そうですか。ちょっとその辺は疑問だなと思う点はあるんですけれども、なかなか追及してもそこは分からない、ここでは分からないところなんだと思うので。

それで、この自治連合会の要求書ですけれども、生物調査ですとか、大気、景観、交通量ですとか、どれを取ってもうなずけるものですね。決して無理なことは要求してないと思うんですけれども、町長はこの要求書については、改めてお聞きしますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 個別的な内容っていうところは、地形的なところだとか様々なことがありますので、むちゃくちゃというような言葉を使ったら適切かどうか分かりませんが、そういう特別なみたいな感じは持っておりませんので。ただ、建設をするに当たっての起こり得る影響っていうところの不安がそういったことになってるんだらうというふうに思っております。今回の委員会っていいでしょうか、その皆さん方を通して、地域の皆さんの意見と組合が考えてる意見っていうところの調整をしていただくというのが今回の意見の調整委員会の話ですし、また、客観的な立場の中で整理されていかれるというふうに認識しておりますので、そういった動きの中を注視していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） おっしゃるとおり、特別なものじゃないんですよ、要求書は。もう当然のことを要求してるよというようなことなので、これを幾ら委員会を

通して調整していても、なかなかこの要求書が翻るということは難しいと思うんですが、これはどうなんでしょうかね。時間の無駄とは言いませんけれども、こういった取組で、実際には、何ていうんですかね、自治連合会の方の要望を……。すみません、なかなか難しいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか、町長はどういうふうに考えられますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的にはその該当する地域の皆さんのお考えだというふうに思っておりますので、私がどうこうという話ではないというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） そうですか。私は非常に難しいと思いますので、なかなか土地を決めるということについても、非常にこれから長い時間がかかるんじゃないかと思います。東部でも裁判まで闘われまして、何年もの期間がかかっておりまして、そもそもこういう大きな地域をごみ処理場にするというようなことがいいのかどうかということですね。そういったことにも、根幹にも関わってくるんじゃないかと思います。

それで、あと、③の基本構想とは根本的に違うということなんですけれども、これ、基本構想を踏まえているというふうな答弁だったんですが、確かにバイオガス化施設についても基本構想の中にちょっとだけ書いてあります。幾つもある処理の方法としてそういうものもありますよということでは書いてあるんですけれども、ただ、実際に造りますよと言っていたのは発電施設を伴った可燃物処理施設なんですよね。もうこれはだから、基本構想の内容としては完全な方針転換だと思います。しかも、費用も 1.2 倍から 1.6 倍、中間処理施設、可燃物処理施設でそのくらい。最終処分場は 1.7 倍ということなので、費用も大幅に変わってくるということなので、これは本当にこの方法でいいかどうかということをもう一度やっぱり考え直すべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今、いわゆる焼却の施設の在り方っていうところで検討をしておるところであります。様々なケースっていうか、方式がありますし、全国でもいろいろな方式を取っておられるところがありますので、そういった情報をつかんだり、あるいは新たな焼却施設っていうところも技術的な発展の中で生まれてくるっていうふうな状況下にありますので、そういったところも情報把握しながら、安全で有効的な焼却施設の能力っていうか、在り方というのは今詰めてる最中でありましていうことでありますので、特別な、どういんでしょうか、基本のところから少しずつ実際の形の中での内容の精査を今、進めておるということで御理解いただければと思いますし、単価の話につきましては、それによって、また設備の内容によって若干ずれるっていう話もあるかもしれませんが、それと、昨今の物価高騰っていうところもありますので、その辺はしっかりとした具体的などころは見積りあたりを取りながら、具体的な数値化に臨んで

いくという形だというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 基本構想を白紙撤回しないっていうのは、要は広域化するということにあくまでもこだわるという、そういう意味合いだと思うんですが、もうこれだけ基本構想自身が、ある意味もうぐだぐだになっているというか、最初の方針とは大分変わってきていると私は思うんですね。ですんで、改めて、例えば現状の施設を延命させるというようなことも考えてもいいと思うんですが、そういった延命化させた場合と新しく施設を造った場合との費用の比較のようなことはされてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御案内のように、西部統一の形で進みましょうという基本的な合意の中で、今、西部広域の中で事務的なところは主体的に担っていただいているというふうに思っておりますので、先ほどおっしゃられたような、じゃあ、単町でした場合はどれぐらいかかるっていう話は、現実には積算してるものでもありませんのでということはお伝えをしておきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） それは私はしたほうがいいと思うんですが、そこは計画にないからやらないということであれば、では、14 年度までの延命化に必要な費用というのは幾らぐらいなんでしょうか。それは計画をつくって見積もっておられるんじゃないかと思いますけれども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっと前ですけれども、ちょっと記憶になりますが、全体の13 年度末までのということの修繕計画のコンサルをお願いっていうか、ざっくりですけれども、そういうものは以前はありましたけど、今、いろいろ単価も変わってきたり、あるいは設備の修繕をする中で新たなものとかというところがあって、今、改めてつくってる最中であるという状況であります。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） それはいつ頃できるんでしょうか。できたら、資料としてまた頂きたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今年度の末でっていう方向で、今、スケジュール感で進んでおります。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 分かりました。では、その頃にまた資料を請求したいと思います。

それと、先ほどおっしゃってたとおり、全国でいろいろなものがあるので、そういったものも情報を入れていきたいということなんですけれども、以前から申し上げてるん

ですが、鹿児島県大崎町、人口1万2,000人、面積100平方キロの町なんですけれども、ここでリサイクル率が80%を超えています。もう何年、10年以上リサイクル率日本一というような町で、焼却施設がなくて、27品目の分別、生ごみは堆肥化するというような。残ったものは埋立て、しょうがないので埋め立てしてるというような。この町の場合には、そういったことをすることで一般廃棄物会計基準で計算した1人当たりのごみ処理の事業経費が、全国平均が1万6,000円のところを大崎町では9,400円というふうに、全国平均の3分の2以下です。

あと、リサイクル品を売った経費で、そんなに多額ではないですけど、七百何十万円かの、年平均そのくらいの収入も得てるということで、こういった、本当にもう燃やしないと、とにかくひたすらリサイクル、できるだけリサイクルするというような方法もぜひ一つの検討として、広域とは別に町独自でもやってみるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） リサイクルを進めるっていうことは、考え方として重要なことだというふうに思っておりますので、何が新たにできるかっていうところは、模索は内部のほうでもこれからしていきたいと思ひますし、検討を進めているところであります。ただ、現時点で30%台のリサイクル率でありますので、それを高めていくっていう考え方は必要だろうと思ひしておりますので、そういった具体的な内容はこれからですけども、そういった方針っていうか、考え方は持っていきたいというふうに思ひしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 昨日の同僚議員の一般質問にもありましたけども、次の環境審議会では、数値目標、リサイクル率の、もうこれも定めるというようなお話もありましたが、そのときにこういった例もちゃんと取り入れて検討していただけるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 一つの国内での取組っていうところでありますので、他の地域あたりもありますし、それと、日南町としての現状っていうか、高齢化も高いっていうようなことだとか、様々なことを配慮しながら、できるだけ高めていくっていう基本姿勢の考え方は、揺るぎないものの中で進めていきたいというふうに思ひしております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 高齢化の問題というのは確かにあるので、ただ分別してくださいっていうんじゃなくて、やはり何らかの人の手を使うなりの工夫がやっぱり必要だとは思ひます。丁寧に住民一人一人に対応するという必要はあると思ひます。ただ、やっぱり今の考えをちょっと転換させて、本当に今の考え方でいいのかということを一から考え直すということをやってもらいたいと思うんですけども、今の集めて燃やすとい

うことからもう離れていただきたいと思うんですが、そういう考え方をぜひちょっと環境審議会でも検討してもらいたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 確認ですが、集めて燃やすってということは今進めとる西部広域での動きってところですか。そこは基本的には変わることはないというふうに思っています。ただ、その中でリサイクルを上げるだとか、1人当たりのごみの減量化を図るってことは当然必要だろうっていうふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で岡本健三議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ここで暫時休憩といたします。再開を2時45分からといたします。

午後2時29分休憩

午後2時45分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで執行部からの発言を求められていますので、これを許します。

實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 失礼いたします。ただいまより議案の審議に移る予定の冒頭で、一つお断りでございます。

議案書ファイルのうち、タブレット110ページに当たります補正予算説明附属資料のうち、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）説明資料下段に1081保険給付事業という欄がございます。その欄の中の財源としまして、職員手当等（時間外勤務・特殊勤務）100万円という記載をしてございましたが、これが誤りであったことが判明し、正しくは、県支出金、保険給付費等交付金というような内容で訂正をさせていただきたいと思います。再提出という形で、タブレットに再度、議案書ファイルを上げさせていただいたところでございます。おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

日程第2 議案第72号 及び 日程第3 議案第73号

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、タブレットの議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第2、議案第72号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第73号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第72号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正につ

いて、次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、今年の人事院勧告等の準用によりまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

給料表についてということで、令和5年の4月1日に遡及して改正する内容でございます。平均給与につきましては、全体で1.1%の引上げということです。また、期末手当の支給割合について、令和5年の12月期につきましては、従来の1.2月を1.25月にとということで0.05月のアップということでありまして。また、勤勉手当のほうですが、今年の令和5年の12月期につきましては、1.0月を1.05月にとということで0.05月のアップでございます。それぞれが0.05月のアップでございます。合わせて0.1月の引上げという内容でございます。

施行期日のほうですけれども、公布の日からということで、ただし、第2条の規定にありましては令和6年の4月の1日であります。

次に、議案第73号、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてということで、次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、日南町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

給料表につきましては、令和5年の4月1日に遡及して改正するものでありまして、平均給与は全体1.1%の引上げであります。なお、期末手当につきましては、日南町職員の給与に関する条例を準用することになるため、令和5年の12月の月につきましては0.05月を引き上げるという内容でございます。

施行期日ですが、公布の日からであります。

以上、説明のほうを終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第72号の質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 人事院勧告に基づきます給料の引上げということですが、若年層に重点を置いた、全体でいいまして1.1%の引上げとなっておりますけれども、現在の日南町職員の実態ですね、合わせた形での実質的な賃上げの率、引上げの率というのが分かりましたら、それを教えていただきたいと思います。

その中には一般職と再任用の職員と2つ区分が入っておりますけれども、それぞれに

ついて引上げの率が分かりましたらお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 現在の本町におけます現状からの引上げは、申し訳ございません、試算に試みた経過はございますが、苦慮しており、正直申し上げ、算出できておりません。このたびの国の人事院勧告に基づきます平均1.1%引上げという中で改正をさせていただきたいということで御理解を賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 実際には、この補正予算の中で賃金の、給与の引上げの部分が出てくるですね。それを含めましたら、引上げの率とかというのにも出るような気がするんだけど、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） この場で回答、まだ採決は今日ではないんで、分かるようでしたら後でも結構でございますんで、お願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 確認し、また、回答させていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） よろしいでしょうか。

次に、議案第73号の質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第73号は、これは会計年度任用職員の方の給与、費用弁償を引き上げることなんですけれども、勤勉手当のほうは依然として支給されないということなんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） このたびの改正におきましては、今年度は支給は行わない予定でございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今年度は行わないとおっしゃいましたが、来年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するというのが国の方針だと思います。それに合わせてということなのかもしれませんが、先行して日南町では勤勉手当支給するということは考えられないのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御承知のとおり、国からの勧告によりまして、来年度からの支給を予定し現在進めております。したがって、今年度におきましては国準拠という形で、支給は行わないということで整理してございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そこでそんなにこだわるようなことなのかどうかというのがちょっと私には分からないんですけれども、ちなみに、勤勉手当を支給したとして、

どのくらいの財政負担が生じるかというようなことは試算はされてるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 概算ということは、まだ試算までしてないのが現状でございますが、今後、募集なり人事配置等も今精査中でございますので、その辺りでは、いずれはきちとした形では整理したいと考えておりますが、現時点では持ち合わせていないところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） どうでしょうか。来年度からということは、国もその必要性があるということは認めてるんだと思うんですね、勤勉手当をちゃんと支給するということを。ですので、別に日南町がそれに先行して勤勉手当を支給したとしても、何か不都合があるとは思えないんですけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 昨今の状況の中で、基本的な理念はそのとおりだというふうに思ってますし、国のほうもそういう考え方を示しております。ということでありますので、ただ、それは期限っていうか、開始時期が令和の6年度という形でありますので、そういった対応のほうで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） これも先ほど申しあげましたことと同じでございまして、会計年度任用職員の方々の実質的な引上げの率、教えていただきたいと思います。また、これも後で結構でございます。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 職員と同様に、また回答させていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第72号、議案第73号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号、議案第73号は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第4 議案第74号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイル20ページをお開きください。

日程第4、議案第74号、日南町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第74号、日南町犯罪被害者等支援条例の制定について。
次のとおり、日南町犯罪被害者等支援条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、犯罪被害者等の支援等について基本理念を定め、本町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として制定するものでございます。

犯罪被害者やその家族、遺族は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、肉体的、精神的にも厳しい状況に置かれるなど日常生活が困難になるおそれがある。町は住民にとって最も身近な存在であることから、犯罪被害者支援等基本法に基づき犯罪被害者の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支える地域社会の形成を促進することを目的としております。

具体的には、犯罪被害者等見舞金ということと、傷害見舞金という2つの項目を設定しております。最初に、犯罪被害者等の見舞金のほうでございますが、犯罪被害者1人当たりの金額ということで、最初に遺族の見舞金として30万円ということを設定しております。この見舞金のほうですが、この支給を受けることができる遺族という内訳でございますが、1つ目が、死亡被害者の配偶者ということで、事実上、婚姻関係と同様の事情にあった方も含むという考え方です。2つ目が、死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父、母、孫、祖父母及び兄弟、姉妹ということであります。3つ目の受け取りのほうですが、先ほど申し上げました上記2点に該当しない死亡の被害者の子、父、母、孫、祖父母、兄弟、姉妹という形の中で対象者のほうを設定しております。

2点目の傷害の見舞金のほうですが、10万円ということで、傷害見舞金の支給につきましては、負傷または疾病、精神的な疾病も含みますということであって、その治療に要する期間が1か月以上あると医師により診断されたものということの内容で見舞金を支給の形を取るようしております。

施行期日ですけど、この条例は令和の6年の1月1日から施行という施行期日であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 犯罪被害者の方を少しでも助けるということですね。これまでなかったほうがちょっと、私も見落としてたところなんですけれども、この条例の制定ということは大切なことだと思います。

それで、1つ確認なんですけれども、その被害者の方が、相手の加害者あるいは誰か

から、その加害者の関係者から、誰かからになるのか分かりませんが、損害賠償を受けたケースでも、この見舞金というんですか、そういったものは支払うということによろしいのでしょうか。特に規定がないので、そういったことは関係なく支払うということだと思うんですけど、確認です。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 本議案の案に規則案を参考に上げさせていただいております。先ほど町長説明いたしました案件で30万円と10万円と規定をさせていただきます。

議員おっしゃいます、例えばですが、交通事故等を想定した場合には、通常ですと保険なりそういったものが想定をされます。そういったケースにおいては、ひとまずは対象外ということで、この条例、規則での、まず本旨の部分では、一時的な費用としまして、すぐに必要な経費を措置させていただきたいというところがございますので、そういった判決までに時間のかかるケースもあろうかと思いますが、該当する事象が生じた時点では速やかに対処させていただくということで考えているところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ちょっとよく分からないんですけども、交通事故の場合には、支払いが速やかに行われるからってということですか。確かに殺人事件なんかの場合には損害賠償に時間がかかると。もし裁判で賠償ということになったとしても、実際には支払われないようなケースもあるというようなことも聞くので、そういうときにはもう当然出すということだと思うんですが、ちょっとその出すときと出さないときの区別が、ごめんなさい、私も完全に読み込んでるわけじゃないので、どの辺に書いてあるのかってということも含めて、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 説明が不足しており、申し訳ございません。

改めてですが、遺族見舞金の30万円に関しましては、当該犯罪行為によりお亡くなりになった方の遺族、または当該犯罪行為により重傷病を負った者に対して支給をするんですが、前段の部分でお亡くなりになった場合に30万円、重傷病の方に10万円をお支払いすると。それこそ、おっしゃいました損害賠償請求ということになりますけども、この事案が生じた時点で該当すると当たった時点で、損害賠償の有無にかかわらず、支給はしてまいりたいと考えておりますが、今、一方で、他市町村等でも、先ほど申し上げました交通事故等のケースで、保険会社等々から担保されるといいますか、補償されるという場合においてはそちらが優先されるというふうに伺っております。その辺りは具体ケースで丁寧に対応してまいりたいと思いますけども、基本はこの条例あるいは規則に該当した時点で、速やかに支給をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 速やかに支給という点は分かりました。それはこの条例、

規則の趣旨からいってそうだと思います。

ちょっと問題は除外する場合なんですけれども、支給の制限というのが規則のほうの第7条にあるんですが、そこには、交通事故とかで補償がある場合には支給しないというようなことがないように思うんですけれども、何かそういった条文がどこかにあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 具体事案につきましては、個別に確認もさせていただきたいと思いますが、現条例案並びに規則案に該当する場合、あるいは先ほどおっしゃいました第7条の制限に該当した場合には支給されないということになりますが、基本は、それ以外の場合においては支給をさせていただくことと予定をさせていただきます。

詳細のこの部分につきましても、できますれば、今後開催予定の全員協議会の中でまた御説明をさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 全協で説明と言われればそうなんでしょうけれども、ちょっともう一つ別の問題としてお聞きしておきたいのは、支給の制限の中で、例えば夫婦、要するに犯罪者と被害者が夫婦だった場合には支給しないということだと思うんですが、これについても、戸籍上夫婦でも、例えばDVで逃げていて、それでも離婚してもらえないというようなケースも十分、十分っていうか、そういうケースがあっちゃいけませんけれども、でも、可能性としてはあると思うんですよね。何ていうか、国レベルの制度として犯罪被害者等給付金という制度、御存じだと思いますけれども、これもあって、こちらのほうはそういった場合に支給しないことができるっていう定めをするんです。だから、それこそケース・バイ・ケースで支給する、たとえ夫婦であっても支給するケースもあるということがパンフレットなんかにも書いてあるんですけれども、この規則の書き方だと、もう夫婦、戸籍上夫婦であればどんな場合でも駄目ですよというようなふうにも読めてしまうんですが、ちょっとその辺りもどうなんでしょうか、説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 個別の事案に真摯に対応してまいりたいと思いますが、原則としては第7条に定めます内容で運用し、支給が妥当であると判断する場合においてはその例外をもって支給をさせていただきたいと思います。議員御指摘のケースにおきましては、あくまでも被害者と加害者というケースにおいての場合でございます。特異的なこともございますし、デリケートな部分もございますので、この辺りは町としての責務を真摯に対応していくということで御理解賜りたく思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そうですね。そのケース・バイ・ケースで対応すると言われればそうなんですけど、ただ、それであれば、それに合った書き方というのがあ

かなと思います。この7条の書き方だと支給しないものとするって言い切っちゃって
るので、これでもし何か例外的なケースには支給するということになるとどうなんだと
いうことにもなってきますし、ちょっとその辺は御検討いただけたらと思うんですが、
いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 御意見賜りました。先進的な例も参考に上程というか、現
在、案をお示しさせていただいたわけですが、確認も含め検討したいと思いま
す。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） これは何条、規則のほうの第5条の(1)ですね、死亡被害
者の配偶者というところで、括弧書きの中ですけれども、事実上婚姻関係と同様の事情
にあった者を含むとなっております。これについて、前回、9月頃でしたかね、鳥取県同性
パートナーシップ制度というのの御説明をいただいたんですけれども、そういう制度に
該当してる人っていうのは、この事実上、婚姻関係とか、云々とか、ここには含まれる
ものかどうか。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） ここの規則の欄には明記はしてございませんが、そういっ
た方も該当になるということで整理しております。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

この件につきましては、ちょっと順番が逆だったような気がしますが、全員協議会
での協議といいますか、協議ですね、協議も予定をしております。ただいま質疑をいた
だきましたので、その点も十分回答できるようにお願いをしたいと思います。

そうしますと、お諮りします。ただいま議題となっています議案第74号は、審議の
都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案74号は、質疑までにとど
めることに決定しました。

日程第5 議案第75号 から 日程第9 議案第79号

○議長（山本 芳昭君） タブレット27ページから。

日程第5、議案第75号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第6、
議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第7、
議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議
案第78号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第9、
議案第79号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）、以上、令和5年度
補正予算関係5議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第75号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,852万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,257万8,000円とする内容でございます。地方債のほうの補正も第2表のほうに掲げております。

今回の補正の趣旨、内容でございますが、デフレの完全脱却のための国の総合経済対策によります住民税非課税世帯等への7万円の緊急支援交付金を年内に速やかに交付する予算を主としまして、長引く物価高の影響によります物件費や工事請負費の増に加えて、台風7号によります被災した林道窓山線の災害復旧事業の費用の増額など、町民の暮らしの下支えと、迅速な災害復旧を図りつつ住民のサービスの維持、向上のため必要な事業を着実に実施していくこととしております。

主な内容ですけれども、最初に歳入のほうです。国庫支出金のほうが3,806万6,000円ということで、物価の高騰対策緊急支援給付金の事業交付金として5,047万7,000円を上げております。低所得者といましようか、住民税非課税世帯等の皆さんに1世帯当たり7万円を現金給付するための交付金の国庫支出金であります。

また、その他としまして、マイナスですが、1,241万1,000円を上げております。内容的には、道路改良事業とかシステム改修等によります歳出の増減に伴う減額が生じておりますので、今回、併せて整理をさせていただいております。

次に、繰越金ですが、2億3,853万7,000円ということで、さきの9月の定例会におきます令和4年度の決算認定によりまして、前年度繰越金の実額を計上するものでございます。

次に、繰入金ですが、マイナスですが、1億5,533万8,000円ということで、先ほどの前年度の繰越金の確定に伴います増額により財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。そのほかもありますけれども、主たるところはそういう理由でございます。

町債ですが、1,710万円ちょうどということで、過疎債のハード分が1,550万円であります。道路の橋梁でありますとか新設改良、教育施設の改修等の増額によるものでございます。また、災害復旧事業債として160万円、台風7号の林道窓山線の災害復旧の工事の財源として追加をさせていただきたいという内容であります。

歳出のほうですが、最初に総務費ということで、一般管理事務で1,001万6,000円です。職員の人件費の精査によるものでございます。

次に、町議会議員選挙執行事務ということで、マイナスですが、738万円ということで事業の確定に伴う減額でございます。

次に、タウンズネットの管理運営事務ということで200万円ちょうどです。職員の

人件費の精査及びタウンズネットの設備に係る支障移転の実施見込みの増でございます。

次に、地域振興センター管理事務でございますが、146万円、上げさせていただいております。山上の地域振興センターの施設におきまして、体育館の屋根の改修工事が終わりましたので、その執行の整理によります減額、また、同じ地域の埋設のガス配管の修繕費用ということが発生しておりまして、その経費を計上させていただく内容でございます。

次に、民生費ですが、民生の一般管理事務ということで4,806万7,000円でございます。デフレ脱却のための国の総合経済対策に基づきます住民税非課税世帯等に対して7万円の現金給付という内容でございます。

次に、障がい者自立支援制度運営事業ということで1,738万7,000円でございます。前年度の事業費の額の確定に伴います国庫支出金の返還金が内容でございます。

次に、衛生費の中の予防衛生一般事業でございますが、1,065万4,000円ということで、繰越分を含みます前年度分の新型コロナワクチンの接種体制補助金の額の確定に伴います国庫支出金の返還金でございます。

次に、土木費ですが、道路維持管理事業ということで2,405万9,000円であります。町道の維持工事の実施見込みによります増、また、除雪の機械の消耗品、タイヤとかチェーンでございますが、そういった物価高騰によります追加費用の計上をお願いするものでございます。

次に、道路新設改良事業です。マイナスですが、800万円ちょうどです。交付金の配分の減によります町道の改良工事の計画変更による減額でございます。

次に、教育費ですが、外国語教育推進事業ということで303万6,000円ということで、海外派遣事業ですけれども、物価高騰並びに増員に伴う児童生徒の海外派遣事業費の追加予算をお願いするものでございます。教育施設営繕改良事業で100万円ちょうどです。日南中学校の空調改修事業の設計変更によります工事費のほうの追加をお願いする内容でございます。

最後ですが、災害復旧費として林道の災害復旧事業640万円をお願いするものです。台風7号の林道窓山線の災害復旧の経費の精査による追加の計上という内容でございます。

一般会計の説明は以上で終わります。

続きまして、議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,380万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,961万7,000円とする内容でございます。

主な補正の内容でございますが、最初に歳入でございます。県の支出金として2,660万円ちょうど。保険給付費等の交付金ということの増でございます。

繰入金ですが、△です。マイナスですが、279万5,000円ということで、一般会

計の繰入金の減という内容でございます。

歳出ですが、保険給付事業ということで2,560万円ちょうどです。一般被保険者分の保険給付費、いわゆる療養の給付費ですが、これの実施の見込みが増加するという内容でございます。

財政調整基金の積立金の管理という事業ですが、マイナスですが、296万8,000円ということで、歳入歳出の増減に伴う財源の調整でございます。

以上、説明は終わります。

次、議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,657万5,000円とする内容でございます。

主な補正の内容でございます。最初に歳入でございますが、国庫支出金として95万1,000円、介護保険システムの改修に係ります財源措置として、補助率が2分の1ですが、そういう国庫の支出金でございます。また、繰入金ですが、95万2,000円ということで、一般会計からの繰入金の増の内容でございます。

歳出ですが、一般管理事務ということで137万円でございます。令和6年の4月の制度改正に対応します介護保険システムの改修費の増と、あわせて職員の人件費の精査によるものでございます。

次に、議案第78号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億522万3,000円とする内容でございます。

主な内容ですが、最初に歳入ですが、諸収入ということで15万円でございます。広域連合からの還付金の増ということの内容です。

歳出ですが、保険料還付金ということで15万円、同額であります。保険料の還付金の実績の見込みによります増額をお願いするものでございます。説明は以上です。

次に、議案第79号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。収益的な収支の中でございますが、医業収益の中のその他、医業収益ということで補正予算額が785万5,000円をお願いするものです。また、医業外収益の中の補助金の区分ですけど、補正額が310万6,000円をお願いするものでございます。内容的には、新型コロナワクチン接種の増によります公衆衛生活動収益の増額及びPCR検査の経費の県補助金の増額を見込んでおるところでございます。

収益的支出のほうでございますが、費用でございますが、給与費として1,096万1,000円をお願いするものでございます。内容的には、人事院勧告に基づきます給与費の精査並びに新たに副院長をお迎えすることによります医師給与の増額の内容でございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第75号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）から質疑を行います。タブレット95ページからの補正予算説明附属資料に沿って各課ごとに質疑を許します。

初めに、タブレット96ページ上段から97ページ上段、総務課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、97ページ下段から98ページ上段、地域づくり推進課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 98ページ上段の山上地域振興センターの埋設ガス配管修繕費、この事業の内容について若干、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 本案件でございますけども、今年の秋口のガスの点検の際に山上地域振興センターのガスの漏れが発見をされたところでございます。このガス配管、地下埋設をしてありまして、犬走りの下に走っているということもあり、どこから漏れてるかの確認ができなかったということで、現状今止めて、仮設のLPGを設置して対応しているところでございます。この地下埋設を掘り返すと多額の金額がかかるということで、この地下埋設の配管を使わずに工事のほう、新たにしようとするものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） これのガス配管の修繕ですが、これ延長的にはどれぐらいの距離が見込まれていますか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 配管の距離でございますけども、地下埋設の距離が約20メートルというところで確認をしております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） タウンスネット管理運営事務でございますけれども、事業者からの電柱立て替えの申入れがあるということで支障移転があるようですけども、その本数が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） それ今年度の工事、全てという。

○議員（6番 岩崎 昭男君） いや、今回の補正で。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 補正の本数ということでよろしいでしょうか。今回の補正でございます。今回の補正でございますけども、当初予算1,372万5,000円、予算を取らせていただいております。現状1,079万8,862円の工事のほう

が終了しておるところでございます。それに伴いまして今後、新たに3件の工事が予定されておりますけども、現状まだ詳細が未定でございます。本数もちょっとまだ今のところお答えできないというような状況がございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 要は、既にこれから工事が出るという、計画があるということで、それに対応すべく現在の予算を補正をしておくということですね。はい、分かりました。

○議長（山本 芳昭君） 3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 飛び越えてしまったのですが、また地域振興センターのガス工事について、もう一度お聞きしたいんですが、地域振興センターでガスを利用してるのはどんなところ。ガスの湯沸器であるとか、その設備についてお答えください。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 現在、地域振興センターですけども、今回のガス漏れが見つかるまでは家庭科室と事務室と2か所で利用しておりました。

○議長（山本 芳昭君） 3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 今後、家庭科室というのは使用される予定がありますか。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） どちらかという和家庭科室のほうがよく利用しておりまして、そちらを改修したいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません。先ほどの岩崎議員のあれで97ページですけど、電柱の立て替えの申入れ、これは件数はまだ分からないということですが、場所はどこの辺りの場所を想定いうかな、もう決定されているのかお伺いしたい。

○議長（山本 芳昭君） 島山地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（島山 圭介君） 現状、出るであろうというところが今3件ございまして、山上が1件でございます。あとは、大宮で2件の今、把握をしておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、98ページ下段から99ページ、住民課について質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 99ページ上段です。戸籍住民基本台帳一般事務ということなんですが、財源で令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金799万7,000円と計上されてますけども、この799万7,000円というのは何に対して使われるのか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 本来なら10分の10の支給なんですけども、この補助金

のほうが人口に応じてということでありまして、日南町のほうはこれが上限ということ
であります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） ちょっと待ってくださいね。10 分の 10 ではないとい
うことは、ちょっとよく分からないんですけれども、例えばマイナンバーカードの氏名
表記に係るシステム改修に幾らかかって、例えばというか、ちょっとそこが知りたいん
ですけれども。マイナンバーカードの氏名表記に係るシステム改修に幾らかかって、その
うち幾ら補助金が使えるのか教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） 失礼いたしました。マイナンバーカードのローマ字表記に
係る費用としまして 903 万 1,000 円かかる予定でございます。国からの補助金のほ
うが 799 万 7,000 円が上限ということであります。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） すみません、そうすると、これ多分システム改修って国
の責任だと思いますけれども、それでも 100 万円は手出しになるんでしょうか。ある
いは何か交付税措置などがあるんでしょうか、ほかに。

○議長（山本 芳昭君） 高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） すみません。その超えたところについては、市町村の負
担ということになります。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 先ほどのマイナンバーの関係ですけれども、補助金が 1
0 分の 10 出ないということですから、国のこの補助金の交付要綱を請求します。

○議長（山本 芳昭君） 交付要綱、資料請求ということでよろしいですかね。

では、いつ。

高柴住民課長。

○住民課長（高柴 博昭君） じゃあ、後で資料のほうを提出いたします。

○議長（山本 芳昭君） じゃあ、要綱の提出をお願いします。

そうしますと、次に、100 ページ下段から 102 ページ、福祉保健課について質疑
を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、103 ページから 104 ページ上段、農林課について質
疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、104 ページ下段から 107 ページ上段、建設課につい
て質疑を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（９番 近藤 仁志君） １０５ページですけど、工事請負費の増額が１,５００万円ですか、第６工区、町道維持のね。この内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） ここに上げております６工区というのは、町内の６つの工区という意味でして、第６工区という意味ではなくて、６つの工区のトータルでということでございます。

今年度につきましては、除雪等によります道路の補修でありますとか、それから一番大きなものは大雨等によりまして側溝詰まりによる側溝清掃、こういったものの費用が増大したということがございます。また、人件費のほうもかなり上がっておりますので、そういった要因を含めまして今回、増額をお願いしとるものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、１０７ページ下段から１０９ページ、教育委員会について質疑を許します。

７番、大西保議員。

○議員（７番 大西 保君） １０９ページ上段のふるさと教育推進事業の内容です。

ここで給与の減額で１２０万上がっております。たしか予算上、人件費は２名の４４６万４,０００円上がっておるわけですけども、これは１名減なのか、２名のうち削減された５２０万の内訳、どのような内訳なのでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 当初２名の体制で事業のほう実施する予定でしたけれども、現在１名の体制で事業を行っております。１名採用ができてないというような状況です。その分の余剰の分を削減ということで今回、落とさせてもらっています。

○議長（山本 芳昭君） ７番、大西保議員。

○議員（７番 大西 保君） そうであるならば、給料２名で４４６万４,０００円、当初予算では。手当が９１万３,０００円、トータル５３７万７,０００円が２名の給与及び手当なんですね。これが１名しか採用されてないのに、なぜ１３０万、１４０万しか減額ならないんでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） まだと言やああれですけど、まだ３か月間あるということで、今年度においてもまだ採用の見込みがあるということで１人分全額を落とすということとはしておりません。

○議長（山本 芳昭君） ７番、大西保議員。

○議員（７番 大西 保君） あしたの総務委員会でいろいろお聞きしますけども、私は委員長なんで細かくは聞けませんけども。その中で住居費として６４万８,０００円も当初予算で見えてあるわけですよ。今、先ほど言われたように、１名はずっと勤務されていますが、もう１名は浮いてます。その場合の住居費６４万４,０００円は、これは減額な

らないんですか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 現在のところはそのままにしておりますけれども、最終的、3月の補正では大体きちんとしたところでの精査をさせていただいて、補正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） もう最後にしますけども、もう今12月、もう9か月近く過ぎるわけですね。そしたら大体4分の3ぐらいが削減ですね。後々採用されるかも、だから、75%、4分の3ぐらいの削減しとかなないと、結果的にはまた3月のときに不用額として出ると思うんですが、それは意見だけ言っときますけども、どうなんでしょう。どうでしょう。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 御指摘のとおりだというふうには思っておりますので、今後きちんと精査をして対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 108ページの上段の外国語教育推進事業です。この間これは全員協議会の中でも説明があったんですけども、その中で保護者の方の負担額があるということで、その負担額のためにちゅうちょをしている方があったら相談をしてくださいということだったと思うんですけども、相談をしたとして具体的にどういうふうに対応していただけるのかということをやっとこの間、聞き損ねたのでお聞きしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 具体的にどういうにということはまだ協議はしておりませんけれども、まずは相談いただければ協議のほうを個々にしたいというふうには考えております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） ただ、個々にといっても、そのやり方としては、基本的には金銭的な問題でということであれば、その負担額を安くするというか、そういう対処しかなかなかないと思うんですけども、そういうこともできるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） この場でできるということはちょっと控えさせていただきたいとは思いますが、協議して決めたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） そういう余地があるってということなんですね、そしたら、では。ちょっと確認。今まで負担額は少ない場合で6万円ですか、という、それを払え

ない限りは参加できないというような認識を私、持ってたんですけれども、必ずしもそうではないというふうに捉えていいんでしょうか。これは結構、大きな違いだと思うんですけれども、保護者の方にとっても。何かその辺の、個々の対応って言われてしまうと何とも言いようがないんですけども、その辺りの基準というか、何か考えておられるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） もともとの保護者負担の１２万円というところにおきましても、その都度協議をして、保護者負担幾らにしましょうというようなところで教育委員会の中では協議をしております。旅費の金額であるとか、そういったものを加味して決めております。ですので、もともとが１２万円、補助をして６万円というようなところも協議していつも決めておりますので、その辺も含めれば、もし相談いただければ個々でやはりその都度、協議して決めさせていただきたいというふうには思います。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） いや、いや、恐らく今おっしゃってるのは、全体額としての協議ということになるんじゃないですかね。通常１２万円で就学援助を受けとられる方は６万円、そこは協議するというのは分かるんですけども。個々に１２万円にしようか、１０万円にしようかとか、６万円にしようか、５万円にしようかとかっていう、そういう個々の家庭の事情に合わせた対応というのをさせていただけるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 三上教育課長。

○教育課長（三上 浩樹君） この海外派遣のほうの要綱に１２万円、あるいは準要保護家庭においては６万円の保護者負担ということを一応、定めております。議員おっしゃいますように、もしも１２万円、あるいは６万円の費用負担がどうしてもネックになって参加が難しいという実際、御相談があれば、何かしらの対応は検討したいと思います。が、現時点ではこの要綱に沿った形で派遣を実施したいと考えております。

○議長（山本 芳昭君） ８番、櫃田洋一議員。

○議員（８番 櫃田 洋一君） この海外派遣なんですけども、エアライン、航空会社をちょっと確認したいんですが、米子から羽田空港は全日空だと思うんですけども、羽田からシアトルはちょっと直接、直行便が恐らくないと思うので、成田まで移動して、成田からシアトル直行便だと思うんですが。エアラインにより金額が多少やっぱり違うんですね。ただ、安心安全が第一だと思いますけども、エアラインっていうのは決まってるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 三上教育課長。

○教育課長（三上 浩樹君） 以前は成田からしかシアトルへの直行便がなかったですが、昨年度末は羽田からの直行便ができておりまして、羽田発でシアトルに行っております。今年度、計画しておりますのは、ちょっとはっきり覚えてないですが、たしか関空と旅程に記載があったかと思いますので、ちょっとその辺りで少し昨年度とも旅程が若干変

わってくる、便のほうも変わってくる可能性があるかと思います。

○議長（山本 芳昭君） 最後に、説明附属資料にはありませんが、議会事務局、農業委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） それでは、議案第75号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第6号）について質疑漏れはありませんか。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません。確認です。106ページの建設課の工事請負費ですけど、これの説明では大菅阿毘縁線の事業計画の見直しによって2,000万円増額して、それに伴って交付金の配分によって霞福塚線を取りやめるという説明ですが、この大菅阿毘縁線の事業計画の見直しというのは、どういう形で見直されたのか、緊急性があったのか。反対に、ちょっと変な勘ぐりですが、霞福塚線が要するに着工がなかなかできないので予算のほうをこちらのほうに配分したのか、いろんな考え方が想定できますので、その点の内容についてお示し願いたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） この件につきましては、大菅阿毘縁線が一応計画といたしましては、今年度末をもって現在計画しておる部分の完成を目指すということで進めてまいりました。その中で実際に発注のほうをいたしまして、現地のほうで打ち合わせする中でのり面整形という部分が当初予定していたよりも多く必要だということで、当初の90平米から800平米に増えたということになります。現道へのすり付け、そういったものを加味しながら現地のほうで協議を行った結果そういう形で、全体での交付金のほうも十分でないということもございましたので、このたびは大菅阿毘縁線のほうに予算のほうを配分いたしまして、翌年度以降に霞福塚線のほうにかかるというような形で予算のほうを現在のところを考えておるところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） ちょっと内容的に90平米が800平米に変わった。これ、ちょっと内容が聞こえなかったもので、何が90平米から800平米になったのか、ちょっとすみません、お願いします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 申し訳ありません。のり面整形ということで山のカット、切る部分が増えたということでの事業費が増大したということになっております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） すみません。この、のり面整形ですが、90平米から800平米という、大変、全然見込み違いの数字が出とるわけなんです、これはどの段階で分かって、また、当初にこれを想定できなかったのか、それとも路線が替わったのか、その点についての説明を求めたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 当初の設計の中では、これまでの続きの形での路線のすり付けということを考えておりましたが、そのすり付けの線形を考えた中で、その部分のやはり辺土ってというのが新たに必要だろうということで、不自然な形で造るよりは、何ていいますか、自然な形でのすり付けを目指した中での増工ということでの工事費の増というふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本 芳昭君） 9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） すみません。いうことは、霞福塚線は緊急性が乏しいという考えを持たれたということによろしいですか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 冒頭のほうでちょっと申し上げさせてもらいましたが、霞福塚線のほうについては、今年はまだ工事のほうは着手してないというような状況でございました。その中で、大菅阿毘縁線については今年度の完成を目指したいということの中で、やはりここに追加配分しない限りは、また来年度も引き続きの工事ということがございますので、このたびはそちらの工事費、予定していましたものを大菅阿毘縁線のほうに振り替えさせていただいて、今年度中の完成を目指すというものでございます。

○議長（山本 芳昭君） 建設課長、この資料を提供していただけますか。

○建設課長（渡邊 輝紀君） はい。

○議長（山本 芳昭君） よろしいですか。

○建設課長（渡邊 輝紀君） はい。

○議長（山本 芳昭君） そうしますと、5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 先ほどの教育課の海外派遣事業の件なんですけれども、海外派遣事業実施要綱は例規の中にあるんですけれども、その中で負担の金額は募集要項で定めることとするということになってまして、募集要項を提出していただけますでしょうか。あるいはホームページなどでダウンロードできる状況であれば、教えていただければダウンロードしますけれども。

○議長（山本 芳昭君） 段塚教育次長。

○教育次長（段塚 直哉君） 募集要項のほうを提出させていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） あと、それと別のことなんですけれども、今回、全体に物価高騰対策、物価高騰が依然として続いているんですけれども、物価高騰対策と言えるのは 100 ページ上段の国の事業ですね、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金というこれだけに限られておりまして、ちょっと関連でお聞きするんですけれども、ほかの物価高騰対策というのは、最初におっしゃってた重点支援交付金 2,470 万円というのを活用して、これから考えていただけるというふうに思っておりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） その数字が分かりましたのが先日でありましたので、今回の定例議会の冒頭の、どういんでしょうか、議案の中で組み込ませることができなかったということが現状にありますので、現在内容を整理して、できれば最終日の中で提案をさせていただきたいという今スケジュール感を思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 先ほどの町道新設改良事業ですが、建設課長は、発注しなかったから大菅阿毘縁線のほうに回したと、どうも理解ができん言葉を言われたけれども、当初予算で計画しておって、なぜできなかったか。いわゆる発注見通しっていうのを年間お持ちだと思うんですけども、大菅阿毘縁線の発注見込みと霞福塚線の発注見込みの日付を教えてください。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 申し訳ありません、発注見込みにつきまして、また後ほど報告はさせていただきますが、全体的には社会資本整備交付金をこちらのほうの事業には充てております。その中で、4 月から段階的に工事のほうは発注をしておりますが、最終的に交付金のほうが町が要求しております額には届いてないというような状況です。そういった中で、やはり交付金を使いながら有利な財源を確保する中で、ある程度、工事の進捗が図れた中で次の発注を行うというような形をしておりますので、そういった形でまだ霞福塚につきましては入札のほうを行ってないというような状況でございます。

○議長（山本 芳昭君） 6 番、岩崎昭男議員。

○議員（6 番 岩崎 昭男君） 工事の進捗等によって年度内にいろいろと変化が起こるというのはあり得るかと思うんですけども、いろいろとこの町道の新設改良、要望あちこちある中で、順番というものが恐らく町長、あるいは建設課長、しっかりと押さえながら事業をほうを行っておられると思うんだけど、そこら辺が明確でない中で工事が前後して遅れたり、そういうのはなかなか私も議会としても町民としても、見えない部分で事業が動いているというふうにしか捉えられません。そこら辺のことを考えますと、今の工事の順番というんでしょうかね、優先順位、そういうものをお持ちでありましたらその資料のほうもこのたび提出いただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 今回のこういった形になったというのは、先ほど課長が申し上げましたように、交付金の補助金を活用しながら、充当しながら工事進捗を進めてきたというふうに思ってます。いわゆるこの社会資本整備交付金っていうところの充当率がだんだんだんだん今、低くなっておりまして、今回 59.5%というふうに書いてありますが、多分、国の方針も交付金から今度は補助金という形の充当率に変えてくっていう方向性が言われておりますので、より、どういんでしょうか、交付金制度から補助金制度のシフトするっていう考え方をこれからもしていきたいというふうに思っております。もともとは今年の場合大菅阿毘縁線のほうは事業計画の中で、完了予定ということの考

え方で進めてきたというところがあって、それが交付金が減額になったということで充足しにくくなったということがあって、一旦、阿毘縁線のほうは終了させて、次の段階で計画しております霞福塚線のほうに予算のほうを集中していくという考え方でおりますので、今年度はそういう整理の仕方をさせていただいたということでありますので、御理解を賜ればというふうに思っております。

また、今後の計画っていう話ですけれども、先ほど申し上げましたように、霞福塚線っていうところがあったり、ちょっとその辺の次の段階っていうのは担当課のほうとはこれから整理していかないといけませんけれども、もともと持ってる、予定してる箇所がありますので、そういった箇所を優先的なところかなというふうには思っております。

○議長（山本 芳昭君） 3 番、荒木博議員。

○議員（3 番 荒木 博君） 私は次のページの林道災害復旧事業について伺います。

この災害の 1 か所というので 6 4 0 万ほど増額してありますけども、この災害場所の先に民家が 1 軒あったというふうに思いますが、間違いはないですか。ですね。それで、続けて、そうすると、道が半分ぐらいになっとなって、除雪が果たして可能かどうかというのを伺いたいたいです。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 除雪につきましては、実際に当たっていただきますオペさんのほうには現状のほうは十分に把握していただいております。その中で十分に安全には配慮していただいて行う予定としております。

○議長（山本 芳昭君） 3 番、荒木博議員。

○議員（3 番 荒木 博君） 復旧はいつを予定されてますか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 工事の発注につきましては、年度内ということを見込んでおりますが、まだこれから精査していく段階でございますので、終わりというものはまだちょっとはっきり申し上げることはできません。

○議長（山本 芳昭君） 8 番、櫃田洋一議員。

○議員（8 番 櫃田 洋一君） 先ほどの霞福塚線ですけども、以前からここは保安林解除ができてなかったから保安林解除に時間がかかりましたっていうのがあったり、確かに先ほど町長おっしゃってたように、金額が今年、大菅線に予算が行って、今年で完了したいので、その予算を使いますっていう状況があって、納得できる部分もありますけれども。工事自体の発注が 1 1 月ぐらいになってますよね、いろんなところが。それで、以前も予算審査、決算審査の意見書の中で、もう少し早い時期に入札の発注ができないかっていうのが出てたと思うんですけども。なので、もう少し、どういうんですかね、先日もある業者の方から多分、職員の方に、ちゃんと本当に町民のことを考えて仕事をしなさいよという電話があったと思うんです。私、横で聞いてたので、すごい怖いことを言われるなと思ってたんですけども。だから、それぐらいもうちょっと何か真剣とい

うか、スピーディーにスピード感を持ってやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（山本 芳昭君） 質問ではないけど。

中村町長。

○町長（中村 英明君） できればしたいんですけど、事務的な流れがありまして、いわゆる交付金の、補助金の交付決定というところが国のほうから下りてきた段階でないと動けないという事務的な多少ジレンマ的にあるということだけは御承知いただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第75号の質疑を終わります。

次に、111ページ、議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第76号の質疑を終わります。

次に、112ページ上段、議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第77号の質疑を終わります。

説明附属資料にはありませんが、議案第78号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で議案第78号の質疑を終わります。

次に、112ページ下段、議案第79号、令和5年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 冒頭、一般会計等で職員の賃金の、給与の引上げのことを伺いました。病院事業につきましても給料の引上げ、その率を出して、実質的なアップ率を出していただきたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 福家病院事業管理者。

○病院事業管理者（福家 寿樹君） 病院のほうも同様に提示のほうをさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君） 資料の提供をお願いをいたします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第75号から議案第79号の補正予算関係5議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号から議案第79号

の今日の審議は、質疑までにとどめることに決定しました。

日程第 10 令和 5 年陳情第 8 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット請願・陳情ファイルをお開きください。

日程第 10、令和 5 年陳情第 8 号、「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員とさらなる賃金引上げを求める意見書」の提出を求める陳情。

以上、陳情 1 件は、今期定例会までに受理した陳情につき、日南町議会会議規則第 9 5 条の規定により、1 ページの文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

ついては、今期定例会の会期中に審査を終了され、12 月 13 日、最終の本会議には委員長報告がされるようお願いします。

○議長（山本 芳昭君） 今日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定しました。

ついては、12 月 13 日の本会議は、別に通知をしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。長時間お疲れさまでした。

午後 4 時 10 分散会
